

(趣旨)

第1条 この規則は、練馬区福祉のまちづくり推進条例(平成22年3月練馬区条例第16号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(公共的建築物)

第3条 条例第2条第2号に規定する規則で定める建築物は、別表第1の公共的建築物の欄に定めるものとする。

2 条例第2条第2号に規定する規則で定める建築物またはその部分に付随する施設は、つぎに掲げるものをいう。

- (1) 敷地内の通路
- (2) 自動車の停留または駐車のための施設で建築物以外のもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

(公共施設等)

第4条 条例第2条第3号の規則で定める施設は、別表第2の公共施設等の欄に定めるものとする。

(整備基準)

第5条 条例第12条第1項に規定する規則で定める整備基準は、別表第3の1の表から6の表までのそれぞれ左欄に掲げる整備項目に応じ、それぞれこれらの表の整備基準の欄に定めるものとする。

2 整備基準は、別表第1に定める公共的建築物においては、不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する部分について適用し、別表第2に定める公共施設等においては、不特定かつ多数の者が利用する部分について適用する。

3 別表第1に定める公共的建築物のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第2条第17号に定める特別特定建築物でない公共的建築物においては、前項および別表第3の1の表中「不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

(配慮指針)

第6条 条例第12条第2項に規定する配慮指針の公表は、告示により行うものとする。

(整備水準証)

第7条 条例第13条第1項の整備水準証の様式は、第1号様式による。

2 前項の整備水準証の交付は、整備水準証交付通知書(第2号様式)により行うものとする。

3 区長は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、整備水準証の交付を受けた者から整備水準証を返還させることができる。

- (1) 条例第14条第1項の規定による協議および条例第16条第1項の規定による変更の協議に係る申請の内容について、虚偽その他不正の事実が判明したとき。
- (2) 交付の対象となった公共的建築物に係る整備基準の適合状況が、改修等により整備水準証の内容と異なる状況になったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、返還させることが適当であると認めるとき。

(協議対象公共的建築物)

第8条 条例第14条第1項に規定する規則で定める用途および規模の公共的建築物は、別表第1の公共的建築物の欄に掲げるもののうち、同表の協議対象公共的建築物の欄に定めるものとする。ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号)第3条第1項各号に規定する建築物を除く。

2 前項の規定にかかわらず、区長が別に定める規模の協議対象公共的建築物については、次条の規定は適用しない。

(協議対象項目)

第9条 協議対象公共的建築物の建築等をする場合において、別表第3に定める整備項目のうち協議の対象となるもの(以下「協議対象項目」という。)は、別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる規模ごとに同表の右欄に定める整備項目とする。

2 前項の協議対象項目は、つぎに掲げる協議対象公共的建築物の部分について適用する。

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する公共的建築物については、不特定かつ多数の者が利用する部分および主として高

齢者、障害者等が利用する部分

(2) 特定かつ多数の者が利用する公共的建築物については、特定かつ多数の者が利用する部分

3 公共的建築物の建築等(新築を除く。以下この条において同じ。)をする場合においては、前2項の規定の適用は、つぎに掲げる部分に限るものとする。

(1) 当該建築等に係る部分

(2) 道または公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から前号に掲げる部分にある不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する居室等(以下この条において「利用居室等」という。)、共同住宅等の各住戸またはホテルもしくは旅館における車椅子使用者が円滑に利用できる客室(以下「車椅子使用者用客室」という。)以外の各客室(以下「一般客室」という。)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下(これに類するものを含む。以下「廊下等」という。)、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路

(3) 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所

(4) 第1号に掲げる部分にある利用居室等(当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等)から車椅子使用者が円滑に利用することができる便所(前号の便所に設けられているものに限る。)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路

(5) 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場

(6) 前号に掲げる駐車場に設けられる車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)から第1号に掲げる部分にある利用居室等(当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等)または一般客室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路

4 別表第1に定める公共的建築物のうち、法第2条第17号に定める特別特定建築物でない公共的建築物においては、前項第2号、第3号および第5号中「不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

(協議申請)

第10条 条例第14条第1項の規定による申請は、公共的建築物建築等協議申請書(第3号様式)により行わなければならない。

2 公共的建築物建築等協議申請書には、つぎに掲げる書類および図書を添付しなければならない。

(1) 公共的建築物整備項目対応表(第4号様式から第9号様式までのうち該当するもの)

(2) 公共的建築物配慮指针对応表(第10号様式)

(3) 別表第5に定める図書

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(協議終了通知)

第11条 条例第15条第1項の規定による通知は、協議終了通知書(第11号様式)により行うものとする。

(条例第16条第1項の規則で定める軽微な変更)

第12条 条例第16条第1項の規則で定める軽微な変更は、協議対象公共的建築物の建築等に係る変更のうち、整備基準の適用の変更を伴わないものおよび工事着手予定期日または工事完了予定期日に係る変更とする。

(変更の協議申請)

第13条 条例第16条第1項の規定による申請は、公共的建築物建築等変更協議申請書(第12号様式)により行わなければならない。

2 公共的建築物建築等変更協議申請書には、協議に係る内容の変更に応じ、つぎに掲げる書類および図書を添付しなければならない。

(1) 公共的建築物整備項目対応表(第4号様式から第9号様式までのうち該当するもの)

(2) 公共的建築物配慮指针对応表(第10号様式)

(3) 別表第5に定める図書

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(変更協議終了通知)

第14条 条例第16条第2項の規定による通知は、公共的建築物建築等変更協議終了通知書(第13号様式。以下「変更協議終了通知書」という。)により行うものとする。

(完了検査)

第15条 条例第17条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、公共的建築物建築等完了届出書(第14号様式)により行わなければならない。

2 条例第17条第3項(同条第4項において準用する場合を

含む。)の規定による通知は、協議終了通知書または変更協議終了通知書の内容と相違がないと認めるときは完了通知書(第15号様式)、相違があると認めるときは完了検査結果通知書(第16号様式)により行うものとする。

(条例第18条に規定する措置の公表)

第16条 条例第18条の規則で定める事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 整備の概要
  - (2) 区長が別に定める基準により評価した整備基準の適合状況
  - (3) 配慮指針に基づき講じた措置の状況
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
- 2 条例第18条の規定による公表は、公共的建築物整備状況表(第17号様式)により行うものとする。
- 3 前項の公表は、練馬区公告式条例(昭和25年9月練馬区条例第46号)で定める掲示場への掲示その他区長が適当と認める方法により行うものとする。

(届出対象公共施設等)

第17条 条例第19条第1項に規定する規則で定める種類および規模の公共施設等(以下「届出対象公共施設等」という。)は、別表第2の公共施設等の欄に掲げるもののうち、同表の届出対象公共施設等の欄に定めるものとする。

(公共施設等の工事の届出)

第18条 条例第19条第1項および第2項の規定による届出は、公共施設等工事(変更)届出書(第18号様式)により行わなければならない。

2 公共施設等工事(変更)届出書には、つぎに掲げる書類および図書を添付しなければならない。

- (1) 公共施設等整備項目対応表(第19号様式から第21号様式までのうち該当するもの)
- (2) 公共施設等配慮指针对応表(第22号様式)
- (3) 公共施設等の区分に応じ、別表第6に定める図書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(条例第19条第2項の規則で定める軽微な変更)

第19条 条例第19条第2項の規則で定める軽微な変更は、公共施設等の新設または改修に係る変更のうち、整備基準の適用の変更を伴わないものおよび工事着手予定期日または工事完了予定期日に係る変更とする。

(整備基準の遵守)

第20条 届出対象公共施設等を改修する場合においては、

条例第19条第3項の規定による整備基準の遵守は、当該改修に係る部分に限り適用する。

(完了の届出)

第21条 条例第20条の規定による届出は、公共施設等工事完了届出書(第23号様式)により行わなければならない。

(条例第21条に規定する措置の公表)

第22条 条例第21条の規則で定める事項は、つぎのとおりとする。

- (1) 整備の概要
- (2) 配慮指針に基づき講じた措置の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 条例第21条の規定による公表は、公共施設等整備状況表(第24号様式)により行うものとする。

3 前項の公表は、練馬区公告式条例で定める掲示場への掲示その他区長が適当と認める方法により行うものとする。

(申請書等の提出部数)

第23条 第10条および第13条に規定する申請書、第18条に規定する届出書ならびにそれらに添付する書類および図書の提出部数は、それぞれ正本および副本各1部とする。

(意見聴取を要する建築物等の規模)

第24条 条例第22条の規則で定める規模は、建築物にあっては床面積の合計が2,000平方メートル、公園にあっては敷地面積の合計が2,500平方メートルとする。

(既存公共的建築物)

第25条 条例第25条第1項に規定する規則で定める公共的建築物は、病院(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第25項に規定する介護老人保健施設を除く。)または物品販売店(百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗をいう。)で、その床面積の合計が2,000平方メートル以上のものをいう。

(特定道路の構造に関する基準細目)

第25条の2 条例第41条の2に規定する特定道路の構造に関する基準について、条例別表第5に定めるものの細目は、別表第7の左欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。

(特定公園施設の設置に関する基準細目)

第25条の3 条例第41条の3に規定する特定公園施設の設置に関する基準について、条例別表第6に定めるものの細目は、別表第8の左欄に掲げる項目に応じ、それぞれ

同 表の右欄に定めるものとする。

(説明会)

第26条 提案者は、条例第43条に規定する説明会を開催しようとするときは、当該説明会の開催日の10日前までに、提案に係る区域内の住民、地権者、事業者その他利害関係者に周知しなければならない。

2 提案者は、前項の説明会の開催に当たっては、あらかじめ、つぎに掲げる事項について書面で区長に届け出なければならない。

- (1) 開催場所
- (2) 開催日時
- (3) 提案者の氏名および住所
- (4) 法第27条第1項後段に規定する基本構想の素案に係る区域
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 提案者は、説明会を開催したときは、速やかに当該説明会の記録を作成しなければならない。

(基本構想の提案)

第27条 条例第44条の規則で定める事項は、つぎに掲げるものとする。

- (1) 提案者の氏名および住所
- (2) 法第27条第1項後段に規定する基本構想の素案に係る区域
- (3) 提案の経緯
- (4) 前条第3項の規定による説明会の記録
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 条例第44条の規定に基づく書面は、提案書(第25号様式)によるものとする。

(素案の公表)

第28条 条例第45条の規定による公表は、練馬区公告式条例で定める掲示場への掲示その他広く区民に周知する方法により行うものとする。

(判断に係る基準の内容)

第29条 条例第46条第3号に規定する合理的な根拠があることとは、つぎの各号に該当する場合をいう。

- (1) 提案の内容が都市環境の向上または区民生活の利便の向上に資するものであること。
- (2) 特定の個人だけでなく、提案に係る区域およびその周

辺の住民、地権者、事業者その他利害関係者の利益も十分考慮したものであること。

(3) 提案に係る区域およびその周辺における地区計画(都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の4第1項第1号の地区計画をいう。)、建築協定(建築基準法第69条に規定する建築協定をいう。)等と整合が図られているものであること。

(4) 提案に係る区域およびその周辺における市街地開発事業を十分に考慮したものであること。

(5) 生活関連施設(法第2条第21号イに規定する生活関連施設をいう。)に係る提案については、その用途、規模、利用状況等により、特に移動等円滑化(法第2条第2号に規定する移動等円滑化をいう。以下同じ。)を図る必要が高いことが認められること。

(6) 生活関連経路(法第2条第21号ロに規定する生活関連経路をいう。)に係る提案については、周辺の道路交通環境との整合が図られていること。

(7) 特定事業(法第2条第22号に規定する特定事業をいう。)に係る提案については、当該事業に係る財政的条件を十分に考慮しているものであること。

2 条例第46条第4号に規定する合理的な根拠があることとは、つぎの各号に該当する場合をいう。

(1) 高齢者、障害者等の徒歩もしくは車椅子による移動または施設の利用状況から、特に重点的かつ一体的に移動等円滑化のための事業を実施する必要があると認められる区域であること。

(2) 土地利用および諸機能の実態ならびに将来の方向性から、特に重点的かつ一体的に移動等円滑化のための事業を実施する必要があると認められる区域であること。

(3) 特定の土地所有者等の土地利用の権利を著しく制限し、または利益を誘導することとなる等恣意的な区域設定でないものであること。

(提案の採用の判断)

第30条 区長は、条例第46条の規定による提案の採用の判断をしたときは、提案をした者に通知しなければならない。

(提案の採否の公表)

第31条 条例第47条の規則で定める方法は、練馬区公告式条例で定める掲示場への掲示その他区長が適当と認める方法とする。

(公共的団体)

第32条 条例第48条の規則で定める公共的団体は、地方道路公社とする。

(施工または管理状況の報告)

第33条 条例第50条第1項の規定による求めに応じて行う報告は、報告書(第26号様式)により行うものとする。

(身分証明書)

第34条 条例第51条第2項の身分を示す証明書の様式は、第27号様式による。

(勧告)

第35条 条例第52条の規定による勧告は、勧告書(第28号様式)により行うものとする。

(公表)

第36条 条例第53条第1項の規定による公表は、練馬区公告式条例で定める掲示場への掲示その他区長が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第53条第1項の規定により公表する事項は、つぎに掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名(法人にあつては、名称および代表者氏名)
- (2) 事業者の住所(法人にあつては、主たる事業所の所在地)
- (3) 勧告の内容および正当な理由がなく当該勧告に従わなかった旨
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める事項

(意見陳述の機会の付与)

第37条 条例第53条第2項の規定による通知は、つぎに掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 公表しようとする内容
- (2) 公表の根拠となる条例の条項
- (3) 公表の原因となる事実
- (4) 意見および証拠を記載した書面(以下「意見書」という。)の提出先および提出期限(口頭による意見陳述の機会(条例第53条第2項の意見を述べる機会をいう。以下同じ。))の付与を行う場合には、その旨ならびに出頭すべき日時および場所)

2 意見陳述の機会におけるその方法は、区長が口頭であることを認めた場合を除き、意見書その他区長が必要と認める書類を提出して行うものとする。

3 区長は、前項の通知を受けた者(以下「当事者」という。)に口頭による意見陳述の機会を与えたときは、当事者の陳述の要旨を記載した書面を作成するものとする。

(委任)

第38条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ず別表第7の1の項(1)アに規定する有効幅員を有する歩道を設けることができない場合において、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間については、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができる。

3 別表第7の1の項(1)の規定にかかわらず、移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーターまたはエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を1メートルまで縮小することができる。

4 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、別表第7の1の項(4)の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、当分の間、同項(4)の規定による基準によらないことができる。

5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合における別表第7の1の項(6)の規定の適用については、当分の間、同項(6)中「2メートル」とあるのは、「1メートル」とする。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年9月1日から施行する。ただし、第1条および付則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の練馬区福祉のまちづくり推進条

例施行規則(以下「新規則」という。)第9条第3項第2号および第6号、別表第3、第4号様式、第6号様式ならびに第21号様式(甲)の規定は、この規則の施行の日以後に着手する建築等に係る協議または工事に係る届出について適用し、同日前に着手した建築等に係る協議または工事の届出については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現に存する特別特定建築物で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)附則第4条第5号に掲げる類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、新規則第9条第3項第2号および第6号ならびに別表第3の規定は適用しない。

4 第1条の規定の施行の際、同条の規定による改正前の練馬区福祉のまちづくり推進条例施行規則第4号様式から第9号様式まで、第20号様式から第21号様式(丙)までおよび第22号様式(乙)で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

別表第1(第3条、第8条関係)

区分	公共的建築物	協議対象公共的建築
1 学校等施設	(1) 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づくもの)	すべての施設
	(2) その他これらに類する施設	
2 医療等施設	(1) 病院または診療所	すべての施設
	(2) 助産所	
	(3) 施術所	
	(4) 薬局(医療品の販売業を併せ行うものを除く。)	
3 興行施設	(1) 劇場、観覧場、映画館または演芸場	すべての施設
	(2) その他これらに類する施設	
4 集会施設	(1) 集会場(冠婚葬祭施設を含む。)	すべての施設
	(2) 公会堂	
	(3) 公民館	
	(4) その他これらに類する施設	
5 展示施設等	(1) 展示場	すべての施設
	(2) その他これらに類する施設	
6 物品販売業を営む店舗等	(1) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	すべての施設
	(2) 卸売市場	
7 宿泊施設	(1) ホテルまたは旅館	すべての施設
	(2) その他これらに類する施設	
8 事務所	(1) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	すべての施設
	(2) 事務所(他の施設に付属するものを除く。)	500㎡以上
9 共同住宅等	(1) 共同住宅、寄宿舍または下宿	1,000㎡以上
	(2) その他これらに類する施設	
10 福祉施設	(1) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	すべての施設
	(2) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
11 運動施設または遊技場等	(1) 体育館、水泳場、ボーリング場または遊技場	すべての施設 ただしボーリング場 および 遊技場は300㎡以上
	(2) その他これらに類する施設	
12 文化施設	(1) 博物館、美術館または図書館	すべての施設
	(2) その他これらに類する施設	
13 公衆浴場	公衆浴場	すべての施設
14 飲食店等	(1) 飲食店	すべての施設
	(2) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	300㎡以上
15 サービス店舗等	(1) 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	すべての施設
	(2) 一般ガス事業、一般電気事業、電気通信事業の用に供する営業所	
	(3) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
16 工業施設	(1) 工場	1,000㎡以上
	(2) その他これらに類する施設	
17 車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合いの用に供するもの	車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合いの用に供するもの	すべての施設

18 自動車関連施設	(1) 自動車の停留または駐車のための施設	500㎡以上
	(2) 自動車修理工場	200㎡以上
	(3) 自動車洗車場	200㎡以上
	(4) 給油取扱所	すべての施設
	(5) 自動車教習所	
19 公衆便所	公衆便所	すべての施設
20 公共用歩廊	公共用歩廊	1,000㎡以上
21 地下街	(1) 地下街	1,000㎡以上
	(2) その他これらに類する施設	
22 複合施設	1の項から21の項までに掲げる公共的建築物の複合建築物	1,000㎡以上

別表第2(第4条、第17条関係)

区分	公共施設等	届出対象公共施設等
1 道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路	すべての施設
2 公園等	(1) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する公園	すべての施設
	(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第40条に掲げる児童遊園	
	(3) 都市公園および児童遊園以外の地方公共団体が設置する公園	
	(4) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第1号に規定する公園	
	(5) 国および地方公共団体以外の者が都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第4項の許可を受けて行う都市計画事業による公園	
	(6) 東京都霊園条例(平成5年東京都条例第22号)に規定する霊園	
	(7) 庭園(寺社等に付属する庭園、美術館、博物館等に付属する庭園および冠婚葬祭施設等に付属する庭園を除く。)	
	(8) 動物園および植物園(大学、研究所等が学術研究を目的として設置しているものを除く。)	
	(9) 遊園地	
	(10) その他これらに類する施設	
	ただし、つぎのいずれかに該当する公共施設等のうち、整備基準の適合が困難であると区長が認めた場合は、この限りでない。 ア 工作物の新築、改築または増築、土地の形質の変更その他の行為についての禁止または制限に関する文化財保護法(昭和25年法律第214号)、都市計画法その他の法令または条例の規定の適用があるもの イ 山地丘陵地、がけその他の著しく傾斜している土地に設けるもの ウ 自然環境を保全することが必要な場所または動植物の生息地もしくは育成地として適正に保全する必要がある場所に設けるもの エ (2)から(5)までにおいて、著しく狭小な敷地に設けるもの	
3 駐車場	駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場。ただし、建築物またはそれに付属するものを除く	駐車の用に供する部分の面積が500㎡以上の施設
4 公共交通施設	(1) 鉄道の駅	すべての施設
	(2) 軌道の停留場	
	(3) 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第2条第6項に規定するバスターミナル	



別表第3(第5条関係)

1 建築物(共同住宅等を除く。)に関する整備基準(公共的建築物)

整備項目	整備基準
1 移動等円滑化経路等	<p>(1) つぎに掲げる場合には、それぞれつぎに定める経路のうち1以上(エに掲げる場合にあっては、そのすべて)を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「移動等円滑化経路等」という。)とすること。</p> <p>ア 建築物に、不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する居室等(以下この表において「利用居室等」という。)を設ける場合 道等から当該利用居室等までの経路</p> <p>イ 建築物またはその敷地に車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等だれでもが円滑に利用することができる便房(以下「だれでもトイレ」という。)を設ける場合 利用居室等(当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。)から当該だれでもトイレまでの経路</p> <p>ウ 建築物またはその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路</p> <p>エ 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路(当該公共用歩廊またはその敷地にある部分に限る。)</p> <p>(2) 移動等円滑化経路等上に、階段または段を設けないこと。ただし、傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p>
2 出入口	<p>(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する出入口は、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 戸の全部または一部にガラスを設ける場合には、衝突防止の措置を講じること。</p> <p>イ 戸を設ける場合(便所および階段室に設ける場合を除く。)には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、利用居室等において、戸(移動等円滑化経路等を構成する戸を除く。)を設ける場合には、戸の1以上を自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(2) (1)に規定する出入口のうち、屋外へ通ずる出入口(移動等円滑化経路等を構成する直接地上へ通ずる出入口の1を除く。)の1以上は、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 出入りの際、降雨等の影響を少なくするひさしまたは屋根を設けること。</p> <p>(3) 移動等円滑化経路等を構成する出入口は、つぎに掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、85センチメートル以上とすること(イに掲げるものならびにエレベーターの籠(人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)および昇降路の出入口に設けられるものを除く。)</p> <p>イ 直接地上へ通ずる出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 屋外へ通ずる出入口には、出入りの際、降雨等の影響を少なくするひさしまたは屋根を設けること。</p> <p>エ 誘導鈴または音声誘導装置を設けること。</p>
3 廊下等	<p>(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 階段の上下端に近接する廊下等の部分または傾斜路(階段に代わり、またはこれに併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、または主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差または傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「令」という。)第11条第2号に規定する点状ブロック等をいう。以下同じ。)を敷設すること。ただし、当該廊下等の部分がつぎに掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>ウ 段差を設けないこと。ただし、傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>エ 幅は、140センチメートル以上とすること。</p>

	<p>オ 手すりを設置すること。</p> <p>カ 突出物を設けないこと。ただし、安全に通行できるよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>キ 階段、傾斜路等(以下「階段等」という。)の下においては、安全に歩行するために必要な高さおよび空間を確保すること。ただし、階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講じるものとする。</p> <p>ク 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(2) 移動等円滑化経路等を構成する廊下等は、(1)に掲げるもののほか、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 授乳およびおむつ交換のできる十分な広さを確保した場所を1以上設け、ベビーベッド、いす等の設備を適切に配置するとともに、その付近に、その旨の表示を行うこと(他に授乳およびおむつ交換のできる場所を設ける場合を除く。)</p> <p>イ アに掲げる授乳およびおむつ交換のできる場所には、鍵を設置すること。</p>
4 階段	<p>(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する階段は、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 踊り場を含めて、手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とする。</p> <p>オ 段がある部分の上下端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場が250センチメートル以下の直進のものである場合には、この限りでない。</p> <p>カ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>キ 手すり子形式とする場合には、2センチメートル以上の立ち上がりを設けること。</p> <p>ク 段鼻に滑り止めを設けること。</p> <p>ケ 幅員が300センチメートルを超える場合には、中央部に手すりを設置すること。</p> <p>コ けあげおよび踏面の寸法は、それぞれ一定とすること。</p> <p>(2) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する階段のうち1以上は、(1)に掲げるもののほか、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。</p> <p>イ けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は、10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。</p>
5 階段に代わり、またはこれに併設する傾斜路	<p>(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路(階段に代わり、またはこれに併設するものに限る。)は、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ウ その前後の廊下等との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、または主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場の部分がつぎに掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(ウ) 直進で、長さが250センチメートル以下の踊り場に設けるもの</p> <p>オ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の平坦な踊り場を設けること。</p>

	<p>カ 廊下等と交差する傾斜路の始点および終点には、車椅子使用者が安全に停止することができ、かつ、廊下等を通行する者と交錯することのない平たんな部分を確保すること。</p> <p>キ 勾配は、12分の1を超えないこと。</p> <p>ク 幅は、階段に代わるもの（移動等円滑化経路等を構成するものを除く。）にあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>ケ 両側に側壁または5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。</p> <p>(2) 移動等円滑化経路等を構成する傾斜路（階段に代わり、またはこれに併設するものに限る。）は、(1)に掲げるもののほか、つぎに掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、階段に代わるものにあつては、140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 傾斜路の始点および終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。</p> <p>ウ 両側に連続した手すりを設けること。</p> <p>(3) 道等および車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの階段または段を設けない経路（以下「宿泊者特定経路」という。）を構成する傾斜路（階段に代わり、またはこれに併設するものに限る。）は、つぎに掲げるものであること。</p> <p>ア 勾配が12分の1を超え、または高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ その前後の廊下等との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>オ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>カ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>キ 両側に側壁または5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。</p> <p>ク 傾斜路の始点および終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。</p>
<p>6 エレベーターおよびその乗降ロビー</p>	<p>(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用するエレベーター（7の項に規定するものを除く。以下この項において同じ。）およびその乗降ロビーは、つぎに掲げるものであること。</p> <p>ア 籠は、不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する階に停止すること。</p> <p>イ 籠および昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅および奥行きは、150センチメートル以上とすること。また、当該エレベーター付近に階段等を設ける場合には、利用者の安全を確保するため、乗降ロビーに転落防止策を講ずるものとする。</p> <p>エ 籠内に、籠が停止する予定の階および籠の現在位置を表示する装置を設けること。また、籠が到着する階ならびに籠および昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>オ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。また、籠内または乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>カ 昇降機の籠および昇降路の出入口の戸に、籠の中を見通すことができるガラス窓を設置すること。</p> <p>(2) 移動等円滑化経路等を構成するエレベーターおよびその乗降ロビーは、(1)に掲げるもののほか、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 当該エレベーターを設ける建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超える場合にあつては、籠および昇降路の出入口の幅を90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 籠の内部については、つぎに掲げるものとする。</p> <p>(ア) 奥行きは、135センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 幅は、140センチメートル以上とし、車椅子の転回に支障がない構造とすること。ただし、構造上やむを得ない場合において、車椅子で利用できる機種を採用する場合は、この限りでない。</p>

	<p>(ウ) 当該エレベーターを設ける建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超える場合にあっては、幅は160センチメートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターで車いすで円滑に利用できるもの、または15人乗り寝台用エレベーターを設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(エ) 籠内および乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。また、つぎに掲げる方法により、視覚障害者が円滑に操作できる構造の制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置およびその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)を設けること。</p> <p>a 文字等の浮き彫り</p> <p>b 音による案内</p> <p>c 点字およびaまたはbに類するもの</p> <p>(オ) 籠の入口の正面の壁面には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>(3) 宿泊者特定経路を構成するエレベーター(7の項に規定するものを除く。以下この項において同じ。)およびその乗降ロビーは、つぎに掲げるものであること。</p> <p>ア 籠は、各一般客室、車椅子使用者用便房または車椅子使用者用駐車施設がある階および地上階に停止すること。</p> <p>イ 籠および昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 籠の奥行きは、115センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅および奥行きは、150センチメートル以上とすること。</p> <p>オ 籠内および乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>カ 籠内に、籠が停止する予定の階および籠の現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>キ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>ク 昇降機の籠および昇降路の出入口の戸に、籠の中を見通すことができるガラス窓を設置すること。</p>
<p>7 特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機</p>	<p>(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機は、平成18年国土交通省告示第1492号第1に規定するもののほか、つぎに掲げるものであること。</p> <p>ア エレベーターにあっては、つぎに掲げるものであること。</p> <p>(ア) 車椅子使用者が利用できる構造とすること。</p> <p>(イ) 利用する際に鍵が必要な場合は、呼出しボタン等を設置すること。</p> <p>イ エスカレーターにあっては、つぎに掲げるものであること。</p> <p>(ア) 平成12年建設省告示第1417号第1に規定するものであること。</p> <p>(イ) 乗降口には、長さが100センチメートルの乗降口誘導固定手すりを設け、点字等による案内表示を行うこと。</p> <p>(ウ) 乗降口に、くしから70センチメートル以上の移動手すりを設置すること。</p> <p>(エ) 踏段のステップの水平部分は、3枚以上、定常段差に達するまでの踏段のステップは、5枚以上とすること。</p> <p>(オ) くし板は、歩行上支障のない形状、厚さとし、踏段との違いを認知しやすいように色表示を行うこと。</p> <p>(カ) 乗降口に、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(キ) 乗降口付近に、乗降を誘導する音声案内を設けること。</p> <p>(ク) 車椅子で利用できる旨の案内表示およびインターホンを設けること。</p> <p>(2) 移動等円滑化経路等または宿泊者特定経路を構成する特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機(平成18年国土交通省告示第1492号第1第1号に規定するもの)は、(1)のアに掲げるもののほか、つぎに掲げる構造とすること。</p> <p>ア 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するものとする。</p> <p>イ 籠の幅は70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは120センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅および奥行きが十分に確保されていること。</p>

8 便所	<p>(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 床の表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ 出入口および床面に段差を設けない。</p> <p>ウ 便房の設備は、日本産業規格S0026に基づき整備すること。</p> <p>エ 便房に柵またはフックを設置すること。</p> <p>オ 便器を腰掛便座とし、手すりを設置した便房を1以上設けること。</p> <p>(2) (1)の便所のうち1以上(男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 便所内に、つぎに掲げる構造のだけでもトイレを1以上設けること。</p> <p>(ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(ウ) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>(エ) 出入口には、だれでもが利用できる旨を表示すること。</p> <p>(オ) ペーパーホルダーを便器の両側に設置すること。</p> <p>イ 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。</p> <p>ウ 便所内に、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>エ 便所内に、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと(他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。)</p> <p>オ 便所内に、立って着替えを行うことができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>カ 便所内に、折りたたみベッドその他の横になって着替えを行うことができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>キ 便所内に小児用の便座を設置した便房を1以上設け、当該便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>ク 男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設け、当該小便器に手すりを設けること。</p>
9 浴室等	<p>(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する浴室またはシャワー室(以下「浴室等」という。)を設ける場合には、床の表面を粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(2) (1)の浴室等のうち1以上(男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 浴槽、シャワー、手すり、レバー式等の水栓金具、緊急通報設備等が適切に配置されていること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>ウ 出入口は、つぎに掲げるものであること。</p> <p>(ア) 幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(3) (2)の浴室等に脱衣室を設ける場合(男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)には、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 車椅子使用者が円滑に利用することができる空間が確保されていること。</p> <p>イ 段差を設けないこと。</p>
10 宿泊施設の客室	<p>(1) 宿泊施設には、車椅子利用者用客室を、当該宿泊施設の客室の全客室数が200室以下の場合には当該客室数に50分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じた場合は、これを切り上げて得た数)以上、全客室数が200室を超える場合は当該客室数に100分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)に2を加えた数以上設けること。</p>

	<p>(2) 車椅子使用者用客室は、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>イ 床の表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ウ 便所は、つぎに掲げるものである。</p> <p>(ア) 床の表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(イ) 便所内に、つぎに掲げる構造の便房を設ける。</p> <p>    a 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>    b 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(ウ) 便房および当該便房が設けられている便所の出入口は、つぎに掲げるものである。</p> <p>    a 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>    b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(エ) 便房の設備は、日本産業規格S0026に基づき整備すること。</p> <p>(オ) ペーパーホルダーを便器の両側に設置すること。</p> <p>エ 浴室等は、つぎに掲げるものである。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用するつぎに掲げる要件に該当する浴室等が1以上(男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 床の表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるものとしてつぎに掲げる構造である。</p> <p>    a 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>    b 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(ウ) 出入口は、ウの(ウ)に掲げるものである。</p> <p>(3) 一般客室は、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 宿泊者特定経路を1以上確保すること。ただし、傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 一般客室(和室部分を除く。ウおよびエにおいて同じ。)の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 一般客室内の1以上の便所および1以上の浴室等の出入口の幅は、75センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 一般客室内(同一客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。)には階段または段を設けないこと。ただし、つぎの(ア)から(ウ)までに掲げる場合に依り、当該(ア)から(ウ)までに定める部分を除く。</p> <p>(ア) 同一客室内に複数の階がある場合 当該一般客室の出入口のある階とその直上階または直下階との間の上下の移動に係る階段または段の部分</p> <p>(イ) 勾配が、12分の1を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段または段の部分</p> <p>(ウ) 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合 当該高低差の部分</p>
11 観覧席・客席	<p>不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する観覧席または客席を設ける場合には、つぎに掲げる構造とすること。</p> <p>ア 車椅子使用者のための観覧席または客席を出入口から容易に到達でき、かつ、サイトライン(可視線)に配慮した位置に、当該観覧席または客席の全席数が200席以下の場合には当該席数に50分の1を乗じて得た数(1未満の端は当該席数に50分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)以上、全席数が200席を超える場合は当該席数に100分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)に2を加えた数以上設けること。</p> <p>イ 車椅子使用者のための観覧席または客席は、1席当たり、間口は90センチメートル以上とし、奥行きは120センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車椅子使用者のための観覧席または客席の1席以上に、当該観覧席または客席の隣に同伴者のための座席を設けること。</p>

	<p>エ 通路側の座席のひじ掛けは、跳ね上げ式とすること。</p> <p>オ 集団補聴設備その他の高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設けること。</p>
12 敷地内の通路	<p>(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ 段がある部分は、つぎに掲げるものである。</p> <p>(ア) 手すりを設ける。</p> <p>(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>(エ) 段がある部分の上下端には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、点状ブロック等の敷設が利用上特に支障を来す場合には、仕上げの色を変えるなどの代替措置により段を識別しやすくすること。</p> <p>(オ) 段の両側に2センチメートル以上の立ち上がりを設けること。ただし、通行の支障となる場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 傾斜路は、つぎに掲げるものである。</p> <p>(ア) 手すりを設ける。</p> <p>(イ) その前後の通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>(ウ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>(エ) 両側に側壁または5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。</p> <p>(オ) 他の通路等と交差する傾斜路の始点または終点には、車椅子使用者が安全に停止することができ、かつ、通路等を通行する者と交錯することのない平坦な部分を確保すること。</p> <p>(カ) 勾配は、12分の1を超えないこと(移動等円滑化経路等を除く。)</p> <p>(キ) 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、段に併設する場合は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>オ 歩行者と車の動線を分離すること。</p> <p>カ 階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さおよび空間を確保すること。ただし、階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講じるものとする。</p> <p>(2) 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路は、(1)に掲げるもののほか、つぎに掲げるものであること。</p> <p>ア 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>イ 傾斜路は、つぎに掲げるものである。</p> <p>(ア) 勾配は、20分の1を超えないこと。</p> <p>(イ) 傾斜路の始点および終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。</p> <p>ウ 排水溝、集水ます等は、設けないこと。建築物の配置上やむを得ず設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障のないものとする。</p> <p>(3) 1の項(1)のイに定める経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合におけるこの表の規定の適用については、1の項(1)のイ中「道等」とあるのは「当該建築物の車寄せ」とする。</p>
13 駐車場	<p>(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)に2を加えた数以上</p>

	<p>上の、車椅子使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 車体の駐車スペースは幅を210センチメートル以上とし、その両側の乗降用スペースはそれぞれ幅140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等(当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。(3)において同じ。)までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(3) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設またはその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路についての誘導表示を設けること。</p> <p>(4) 車椅子使用者用駐車施設の駐車スペースの床面にはその旨を、乗降用スペースの床面には斜線をそれぞれ表示すること。</p> <p>(5) 車椅子使用者用駐車施設から主要な出入口までの通路は、歩行者の専用通路とすること。</p> <p>(6) 車椅子使用者用駐車施設および(5)に規定する通路には、屋根またはひさしを設けること。</p> <p>(7) 駐車場の進入口に、車椅子使用者用駐車施設が設置されていることが分かる標識を設けること。ただし、進入口から当該車椅子使用者用駐車施設が容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(8) 駐車場の進入口に、車椅子使用者用駐車施設への誘導用の標識を設けること。ただし、進入口から当該車椅子使用者用駐車施設が容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(9) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に、高齢者、妊産婦等が円滑に駐車および乗降できる、幅270センチメートル以上かつ奥行き540センチメートル以上の駐車施設を設置し、高齢者、妊産婦等の利用が優先である旨の表示を行うこと。</p> <p>(10) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に、車体後部からスロープの出る福祉車両に対応できる奥行き8メートル以上の駐車スペースを確保すること。</p>
14 標識	<p>エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設があることを表示するつぎに掲げる要件に該当する標識を設けなければならない。</p> <p>ア 当該施設を利用する者が見やすい位置に設けること。</p> <p>イ 表示すべき内容が容易に識別できること(当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。)</p>
15 案内設備	<p>(1) 建築物またはその敷地には、当該建築物またはその敷地内のエレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設または授乳場所の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所、駐車施設または授乳場所の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 建築物またはその敷地には、当該建築物またはその敷地内のエレベーターその他の昇降機、便所または授乳場所の配置について、つぎに掲げる方法により、視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>ア 文字等の浮き彫り</p> <p>イ 音による案内</p> <p>ウ 点字およびアまたはイに類するもの</p> <p>(3) 案内所を設ける場合には、(1)および(2)の規定は適用しない。</p>
16 案内設備までの経路	<p>(1) 道等から15の項(2)の規定による設備または15の項(3)の規定による案内所までの経路は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下この項において「視覚障害者移動等円滑化経路等」という。)にすること。ただし、建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める基準に適合するものである場合においては、この限りでない。</p> <p>(2) 視覚障害者移動等円滑化経路等は、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 視覚障害者移動等円滑化経路等に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等(令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等をいう。以下同じ。)および点状ブロック等を適切に組み合わせで敷設し、または音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。</p> <p>イ 視覚障害者移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路のつぎに掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p>



	<p>(ア) 車路に近接する部分</p> <p>(イ) 段がある部分の上下端に近接する部分または傾斜がある部分の上端に近接する部分(つぎに掲げる部分を除く。)</p> <p>a 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>b 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>c 段がある部分または傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等</p>
17 公共的通路	<p>都市計画法または建築基準法の規定に基づき建築物内および当該建築物敷地内に設ける公共の用に供する空地のうち、専ら歩行者の通行に供する通路部分(以下「公共的通路」という。)の1以上は、つぎに掲げる構造とすること。</p> <p>ア 歩道状空地、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の建築物外部の公共的通路に係る構造は、つぎのものとする。</p> <p>(ア) 通路の幅は、200センチメートル以上(都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上)とし、通行に支障がない高さ空間を確保すること。</p> <p>(イ) 通路面には段差を設けないこと。ただし、つぎに掲げる要件に該当する傾斜路または6の項(1)、(2)もしくは7の項に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>a 手すりを設けること。</p> <p>b その前後の通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>c 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>d 勾配は、20分の1を超えないこと。</p> <p>e 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>f 両側に側壁または立ち上がりを設けること。</p> <p>g 傾斜路の始点および終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。</p> <p>(ウ) 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(エ) 当該敷地外の道路または公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合には、当該歩道状空地に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。</p> <p>(オ) 階段を設ける場合には、つぎに掲げる構造の階段とすること。</p> <p>a 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。</p> <p>b 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>c 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>d 段がある部分の上下端に近接する通路の部分および段がある部分の上下端に近接する踊り場(250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>e 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>f けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。</p> <p>g 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 屋内貫通通路、アトリウム、地下鉄連絡通路等の建築物内部の公共的通路に係る構造は、つぎのものとする。</p>

- (ア) 通路部分の幅は、200センチメートル以上（都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上）とし、当該部分の天井の高さを250センチメートル以上とすること。
- (イ) 通路面には段差を設けないこと。ただし、つぎに掲げる要件に該当する傾斜路または6の項(1)もしくは(2)もしくは7の項に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。
  - a 手すりを設けること。
  - b その前後の通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
  - c 傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分および傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16センチメートルを超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、または直進で、長さが250センチメートル以下の踊り場に設けるものについては、この限りでない。
  - d 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。
  - e 勾配は、12分の1を超えないこと。
  - f 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。
  - g 両側に側壁または立ち上がりを設けること。
  - h 傾斜路の始点および終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。
- (ウ) 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。
- (エ) 道路または建築物外の公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。
- (オ) 階段を設ける場合には、つぎに掲げる構造の階段とすること。
  - a 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。
  - b 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
  - c 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
  - d 段がある部分の上下端に近接する通路の部分および段がある部分の上下端に近接する踊り場(250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。
  - e 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。
  - f けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。
  - g 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。

18 洗面所

- 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する洗面所を設ける場合には、つぎに掲げるものとする。
- ア 床の表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。
- イ つぎに掲げる洗面器を1以上設けること。
  - (ア) 洗面台の前面には、車椅子の転回に必要なスペースを確保すること。
  - (イ) 洗面器の上端の高さは、75センチメートル以下とすること。
  - (ウ) 下部に車椅子使用者のひざが入る空間を確保すること。
  - (エ) 鏡の下端は、洗面器の上端から20センチメートル以下とすること。
  - (オ) 排水トラップは、Pトラップとすること。
  - (カ) 水栓金具は、光感知式等の自動式、レバー式等の簡単に操作できるものとする。
  - (キ) 蛇口は、水が跳ねない仕様とすること。

	<p>ウ イに定める洗面器以外の洗面器のうち1以上には、手すりを設けること。</p> <p>エ 棚、フック等を設けること。</p>
19 屋上またはバルコニー	<p>不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する屋上またはバルコニーを設ける場合には、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 床の表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ 段差が生じる場合は、すりつけ、傾斜路を設けるなど車椅子が円滑に通行できるものとする。</p> <p>ウ 車椅子使用者が円滑に利用することができる空間が確保されていること。</p> <p>エ 高さ110センチメートル以上の転落防止用の手すりを設けること。</p>
20 カウンターまたは記載台	<p>不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用するカウンターまたは記載台を設ける場合には、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 立位で使用するカウンターまたは記載台は、固定すること。</p> <p>イ つぎに掲げる車椅子使用者が利用できるカウンターまたは記載台を設けること。</p> <p>(ア) 下部にひざが入る空間を確保すること。</p> <p>(イ) 床からカウンターまたは記載台の上端までの寸法は、70センチメートル以下とすること。</p> <p>(ウ) 呼出しを行うカウンターを設ける場合は、電光掲示板等の設備を設置すること。</p>
21 公衆電話	<p>1以上をつぎのいずれにも該当するものとする。</p> <p>ア 電話台の高さは、70センチメートル以下とすること。</p> <p>イ 電話台の下部に車椅子使用者のひざが入る空間を確保すること。</p>
22 自動販売機・水飲み器	<p>(1) 自動販売機を設ける場合は、車椅子使用者が利用できる空間を確保すること。</p> <p>(2) 水飲み器を設ける場合は、車椅子使用者が円滑に利用できる水飲み器を1以上設けること。</p> <p>(3) 水飲み器を壁から突出させないこと。ただし、安全に利用できるよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。</p>
23 コンセントまたはスイッチ	<p>不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用するコンセントまたはスイッチ(利用居室等にあるものに限る。)は、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア コンセントおよびスイッチは、その中心の高さを床上40センチメートル以上110センチメートル以下とすること。</p> <p>イ アにかかわらず、ベッド周辺に設置するコンセントおよびスイッチは、その中心の高さを床上80センチメートル以上90センチメートル以下とすること。</p> <p>ウ コンセントまたはスイッチは、車椅子使用者が押しやすい場所に設置すること。</p>
24 緊急時の設備等	<p>(1) 警報装置は、光および音声によって非常事態の発生を告げる装置とすること。</p> <p>(2) 避難経路上に段差を設けないこと。ただし、階から階に至る階段については、この限りでない。</p> <p>(3) 避難経路には、点滅誘導灯および誘導音響装置を設けること。</p>
25 手すり	<p>(1) 階段および廊下等に設置する手すりの取付け高さは、1段の場合は75センチメートル以上85センチメートル以下、2段の場合は60センチメートル以上65センチメートル以下および75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。ただし、専ら乳幼児が利用する手すりについては、この限りでない。</p> <p>(2) 2段の場合、下段の手すりは、上段の手すりの半径の長さ分、上段の手すりより壁から離して設置すること。</p> <p>(3) 形状は、円形または楕円形とし、握りやすいものとする。</p> <p>(4) 手すりとは、4センチメートル以上空け、手すりの下側で支持すること。</p> <p>(5) 端部は、下方または壁面方向に曲げること。</p> <p>(6) 階段および傾斜路の手すり端部の水平部分は、45センチメートル以上とすること。</p> <p>(7) 階段の昇降以前の水平部分には、現在位置および上下階の情報等を点字および墨字で表示すること。</p>

別表第3(第5条関係)

2 建築物(共同住宅等)に関する整備基準(公共的建築物)

整備項目	整備基準
1 特定経路等	<p>(1) 共同住宅等においては、道等から各住戸までの経路のうち1以上および各住戸から車いす使用者用駐車施設までの経路のうち1以上を、多数の者が円滑に利用できる経路(以下この表において「特定経路等」という。)にすること。</p> <p>(2) 共同住宅等に、不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する居室等、だれでもトイレまたは車椅子使用者用駐車施設を設ける場合においては、1の表のうち移動等円滑化経路等に係る規定を適用する。この場合において、同表のうち移動等円滑化経路等に係る規定の適用を受けた特定経路等となるべき経路またはその一部については、この表の規定は適用しない。</p> <p>(3) 特定経路等上には、階段または段を設けないこと。ただし、傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p>
2 出入口	<p>(1) 多数の者が利用する屋外へ通ずる出入口は、つぎに掲げるものであること。</p> <p>ア 戸の全部または一部にガラスを設ける場合には、衝突防止の措置を講じること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと(特定経路等を構成する出入口を除く。)</p> <p>(2) (1)に規定する屋外へ通ずる出入口(特定経路等を構成する直接地上へ通ずる出入口の1を除く。)の1以上は、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 出入りの際、降雨等の影響を少なくするひさしまたは屋根を設けること。</p> <p>(3) 特定経路等を構成する出入口は、つぎに掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、85センチメートル以上とすること((2)に掲げるものならびにエレベーターの籠および昇降路の出入口に設けられるものを除く。)</p> <p>イ 直接地上へ通ずる出入口の幅は、100センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>エ 床の表面は、平たんで滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>オ 屋外へ通じる出入口には、出入りの際、降雨等の影響を少なくするひさしまたは屋根を設けること。</p>
3 廊下等	<p>(1) 多数の者が利用する廊下等は、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ 階段の上下端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>ウ 段差を設けないこと。ただし、傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>エ 幅は、120センチメートル以上とすること(特定経路等を構成する廊下等を除く。)</p> <p>オ 手すりを設置すること。</p> <p>カ 突出物を設けないこと。ただし、安全に通行できるよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>キ 階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さおよび空間を確保すること。ただし、階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講じるものとする。</p> <p>ク 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(2) 特定経路等を構成する廊下等は、(1)に掲げるもののほか、幅を140センチメートル以上とすること。</p>
4 階段	<p>(1) 多数の者が利用する階段は、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 踊り場を含めて、手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p>

	<p>オ 段がある部分の上下端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場が250センチメートル以下の直進のものである場合においては、この限りでない。</p> <p>カ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>キ 手すり形式とする場合には、2センチメートル以上の立ち上がりを設けること。</p> <p>ク 段鼻に滑り止めを設けること。</p> <p>ケ 幅員が3メートルを超える場合には、中央部に手すりを設置すること。</p> <p>コ けあげおよび踏面の寸法は、それぞれ一定とすること。</p> <p>(2) 多数の者が利用する階段のうち1以上は、(1)に掲げるもののほか、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。</p> <p>イ けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は、10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。</p>
<p>5 階段に代わり、またはこれに併設する傾斜路</p>	<p>(1) 多数の者が利用する傾斜路(階段に代わり、またはこれに併設するものに限る。)は、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ウ その前後の廊下等との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の平たんな踊り場を設けること。</p> <p>オ 廊下等と交差する傾斜路の始点または終点には、車椅子使用者が安全に停止することができ、かつ、廊下等を通行する者と交錯することのない平たんな部分を確保すること。</p> <p>カ 勾配は、12分の1を超えないこと。</p> <p>キ 幅は、階段に代わるもの(移動等円滑化経路等を構成するものを除く。)にあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>ク 両側に側壁または5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。</p> <p>(2) 特定経路等を構成する傾斜路(階段に代わり、またはこれに併設するものに限る。)は、(1)に掲げるもののほか、つぎに掲げるものであること。</p> <p>ア 傾斜路の始点および終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。</p> <p>イ 両側に連続した手すりを設けること。</p>
<p>6 エレベーターおよびその乗降ロビー</p>	<p>(1) 多数の者が利用するエレベーター(7の項に規定するものを除く。以下この項において同じ。)およびその乗降ロビーは、つぎに掲げるものであること。</p> <p>ア 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅および奥行きは、150センチメートル以上とすること。また、当該エレベーター付近に階段等を設ける場合には、利用者の安全を確保するため、乗降ロビーに転落防止策を講ずるものとする。</p> <p>イ 籠内に、籠が停止する予定の階および籠の現在位置を表示する装置を設けること。また、籠が到着する階ならびに籠および昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>ウ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。また、籠内または乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>エ 昇降機の籠および昇降路の出入口の戸に、籠の中を見通すことができるガラス窓を設置すること。</p> <p>(2) 特定経路等を構成するエレベーターおよびその乗降ロビーは、(1)に掲げるもののほか、つぎに掲げるものであること。</p> <p>ア 籠は、多数の者が利用する階に停止すること。</p> <p>イ 籠および昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 籠の内部については、つぎに掲げるものとする。ただし、車椅子で利用できる機種を採用する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 奥行きは、135センチメートル以上とすること。</p>

	<p>(イ) 幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 車椅子の転回に支障がない構造とすること。</p> <p>(エ) かご内および乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。また、つぎに掲げる方法により、視覚障害者が円滑に操作できる構造の制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置およびその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)を設けること。</p> <p>a 文字等の浮き彫り</p> <p>b 音による案内</p> <p>c 点字およびaまたはbに類するもの</p>
7 特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機	<p>(1) 多数の者が利用する特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機は、平成18年国土交通省告示第1492号第1に規定するもののほか、つぎに掲げるものであること。</p> <p>ア エレベーターにあっては、つぎに掲げるものであること。</p> <p>(ア) 車椅子使用者が利用できる構造とすること。</p> <p>(イ) 利用する際に鍵が必要な場合は、呼出しボタン等を設置すること。</p> <p>イ エスカレーターにあっては、平成12年建設省告示第1417号第1に規定するものであること。</p> <p>(2) 特定経路等を構成する特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機(平成18年国土交通省告示第1492号第1第1号に規定するもの)は、つぎに掲げる構造とすること。</p> <p>ア 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するものとすること。</p> <p>イ 籠の幅は70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは120センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車椅子使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅および奥行きが十分に確保されていること。</p>
8 便所	<p>(1) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 床の表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 出入口および床面に段差を設けないこと。</p> <p>ウ 便房の設備は、日本産業規格S0026に基づき整備すること。</p> <p>エ 便房に棚またはフックを設置すること。</p> <p>オ 便器を腰掛便座とし、手すりを設置した便房を1以上設けること。</p> <p>(2) (1)の便所のうち1以上(男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 便所内に、つぎに掲げる構造のだけでもトイレを1以上設けること。</p> <p>(ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(ウ) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>(エ) 出入口には、だれでもが利用できる旨を表示すること。</p> <p>(オ) ペーパーホルダーを便器の両側に設置すること。</p> <p>イ 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。</p> <p>ウ 男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設け、当該小便器に手すりを設けること。</p>
9 浴室等	<p>(1) 多数の者が利用する浴室等を設ける場合には、床の表面を粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) (1)の浴室等のうち1以上(男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 浴槽、シャワー、手すり、レバー式等の水栓金具、緊急通報設備等が適切に配置されていること。</p> <p>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>ウ 出入口は、つぎに掲げるものであること。</p> <p>(ア) 幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過で</p>

	<p>きる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(3) (2)の浴室等に脱衣室を設ける場合(男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)には、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。</p> <p>イ 段差を設けないこと。</p>
10 敷地内の通路	<p>(1) 多数の者が利用する敷地内の通路は、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ 段がある部分は、つぎに掲げるものであること。</p> <p>(ア) 手すりを設けること。</p> <p>(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>(エ) 段がある部分の上下端には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、点状ブロック等の敷設が利用上特に支障を来す場合には、仕上げの色を変えるなどの代替措置により段を識別しやすくすること。</p> <p>(オ) 段の両側に2センチメートル以上の立ち上がりを設けること。ただし、通行の支障となる場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 傾斜路は、つぎに掲げるものであること。</p> <p>(ア) 手すりを設けること。</p> <p>(イ) その前後の通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>(ウ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>(エ) 両側に側壁または5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。</p> <p>(オ) 他の通路等と交差する傾斜路の始点または終点には、車椅子使用者が安全に停止することができ、かつ、通路等を通行する者と交錯することのない平坦な部分を確保すること。</p> <p>(カ) 勾配は、12分の1を超えないこと(特定経路等を除く。)。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1以下とすることができる。</p> <p>(キ) 幅は、135センチメートル以上とすること。ただし、段に併設する場合は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 幅は、135センチメートル以上とすること。</p> <p>オ 歩行者と車の動線を分離すること。</p> <p>カ 階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さおよび空間を確保すること。ただし、階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講じるものとする。</p> <p>(2) 特定経路等を構成する敷地内の通路は、(1)に掲げるもののほか、つぎに掲げるものであること。</p> <p>ア 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 傾斜路は、つぎに掲げるものであること。</p> <p>(ア) 勾配は、20分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては8分の1以下、高さが75センチメートル以下のものまたは敷地の状況等によりやむを得ない場合は12分の1以下とすることができる。</p> <p>(イ) 傾斜路の始点および終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。</p> <p>エ 排水溝、集水ます等は、設けないこと。建築物の配置上やむを得ず設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障のないものとする。</p> <p>(3) 1の項(1)に定める経路を構成する敷地内の通路が、地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合におけるこの表の規定の適用については、1の項中「道等」とあるのは「当該共同住宅等の車</p>

	寄せ」とする。
11 駐車場	<p>(1) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車いす利用者用駐車施設を1以上設けること。</p> <p>(2) 車椅子利用者用駐車施設は、つぎに掲げるものであること。</p> <p>ア 車体の駐車スペースは幅を210センチメートル以上とし、その両側の乗降用スペースはそれぞれ幅140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 当該車椅子利用者用駐車施設から特定経路等を構成する屋外への出入口までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(3) 車椅子利用者用駐車施設またはその付近に、当該車椅子利用者用駐車施設から利用居室等までの経路についての誘導表示を設けること。</p> <p>(4) 車椅子利用者用駐車施設の駐車スペースの床面にはその旨を、乗降用スペースの床面には斜線をそれぞれ表示すること。</p> <p>(5) 車椅子利用者用駐車施設(特定経路等を構成するものに限る。)から屋外への出入口までの通路は、歩行者の専用通路とすること。</p> <p>(6) 車椅子利用者用駐車施設および(5)に規定する通路に屋根またはひさしを設けること。</p> <p>(7) 駐車場の進入口に、車椅子利用者用駐車施設が設置されていることが分かる標識を設けること。ただし、進入口から当該車椅子利用者用駐車施設が容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(8) 駐車場の進入口に、車椅子利用者用駐車施設への誘導用の標識を設けること。ただし、進入口から当該車椅子利用者用駐車施設が容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(9) 多数の者が利用する駐車場に、高齢者、妊産婦等が円滑に駐車および乗降できる、幅270センチメートル以上かつ奥行き540センチメートル以上の駐車施設を設置し、高齢者、妊産婦等の利用が優先である旨の表示を行うこと。</p>
12 標識	<p>エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設があることを表示するつぎに掲げる要件に該当する標識を設けなければならない。</p> <p>ア 多数の者が見やすい位置に設けること。</p> <p>イ 表示すべき内容が容易に識別できること(当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。)</p>
13 案内設備	<p>(1) 建築物またはその敷地には、当該建築物またはその敷地内のエレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 建築物またはその敷地には、当該建築物またはその敷地内のエレベーターその他の昇降機または便所の配置について、つぎに掲げる方法により、視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>ア 文字等の浮き彫り</p> <p>イ 音による案内</p> <p>ウ 点字およびアまたはイに類するもの</p> <p>(3) 案内所を設ける場合には、(1)および(2)の規定は適用しない。</p>
14 案内設備までの経路	<p>(1) 道等から13の項(2)の規定による設備または13の項(3)の規定による案内所までの経路は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下この項において「視覚障害者移動等円滑化経路等」という。)にすること。ただし、建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める基準に適合するものである場合においては、この限りでない。</p> <p>(2) 視覚障害者移動等円滑化経路等は、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 視覚障害者移動等円滑化経路等に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等および点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、または音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。</p> <p>イ 視覚障害者移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路のつぎに掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(ア) 車路に近接する部分</p>



	<p>(イ) 段がある部分の上下端に近接する部分または傾斜がある部分の上端に近接する部分(つぎに掲げる部分を除く。)</p> <p>a 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>b 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>c 段がある部分または傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等</p>
15 公共的通路	<p>公共的通路の1以上は、つぎに掲げる構造とすること。</p> <p>ア 歩道状空地、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の建築物外部の公共的通路に係る構造は、つぎのものとする。</p> <p>(ア) 通路の幅は、200センチメートル以上(都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上)とし、通行に支障がない高さ空間を確保すること。</p> <p>(イ) 通路面には段差を設けないこと。ただし、つぎに掲げる要件に該当する傾斜路または6の項もしくは7の項に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>a 手すりを設けること。</p> <p>b その前後の通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>c 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>d 勾配は、20分の1を超えないこと。</p> <p>e 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>f 両側に側壁または立ち上がりを設けること。</p> <p>g 傾斜路の始点および終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。</p> <p>(ウ) 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(エ) 当該敷地外の道路または公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合には、当該歩道状空地に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。</p> <p>(オ) 階段を設ける場合には、つぎに掲げる構造の階段とすること。</p> <p>a 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。</p> <p>b 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>c 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>d 段がある部分の上下端に近接する通路の部分および段がある部分の上下端に近接する踊り場(250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>e 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>f けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。</p> <p>g 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 屋内貫通通路、アトリウム、地下鉄連絡通路等の建築物内部の公共的通路に係る構造は、つぎのものとする。</p> <p>(ア) 通路部分の幅は、200センチメートル以上(都市計画、許可等で別に定める幅がある場合には、当該幅以上)とし、当該部分の天井の高さを250センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 通路面には段差を設けないこと。ただし、つぎに掲げる要件に該当する傾斜路または6の項もし</p>

	<p>くは7の項に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合その他道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>a 手すりを設けること。</p> <p>b その前後の通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>c 傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分および傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16センチメートルを超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、または直進で、長さが250センチメートル以下の踊り場に設けるものについては、この限りでない。</p> <p>d 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>e 勾配は、12分の1を超えないこと。</p> <p>f 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>g 両側に側壁または立ち上がりを設けること。</p> <p>h 傾斜路の始点および終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。</p> <p>(ウ) 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(エ) 道路または建築物外の公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(オ) 階段を設ける場合には、つぎに掲げる構造の階段とすること。</p> <p>a 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。</p> <p>b 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>c 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>d 段がある部分の上下端に近接する通路の部分および段がある部分の上下端に近接する踊り場(250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>e 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>f けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。</p> <p>g 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度として、ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。</p>
16 洗面所	<p>多数の者が利用する洗面所を設ける場合には、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 床の表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ つぎに掲げる洗面器を1以上設けること。</p> <p>(ア) 洗面台の前面には、車椅子の転回に必要なスペースを確保すること。</p> <p>(イ) 洗面器の上端の高さは、75センチメートル以下とすること。</p> <p>(ウ) 下部に車椅子使用者のひざが入る空間を確保すること。</p> <p>(エ) 鏡の下端は、洗面器の上端から20センチメートル以下とすること。</p> <p>(オ) 排水トラップは、Pトラップとすること。</p> <p>(カ) 水栓金具は、光感知式等の自動式、レバー式等の簡単に操作できるものとする。</p> <p>(キ) 蛇口は、水が跳ねない仕様とすること。</p> <p>ウ イに定める洗面器以外の洗面器のうち1以上には、手すりを設けること。</p> <p>エ 棚、フック等を設けること。</p>

17 屋上またはバルコニー	<p>多数の者が利用する屋上またはバルコニーを設ける場合には、つぎに掲げるものとする。</p> <p>ア 床の表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ 段差が生じる場合は、すりつけ、傾斜路を設けるなど車椅子が円滑に通行できるものとする。</p> <p>ウ 車椅子使用者が円滑に利用することができる空間が確保されている。</p> <p>エ 高さ110センチメートル以上の転落防止用の手すりを設ける。</p>
18 緊急時の設備等	<p>(1) 警報装置は光および音声によって非常事態の発生を告げる装置とすること。</p> <p>(2) 避難経路上に段差を設けない。ただし、階から階に至る階段については、この限りでない。</p> <p>(3) 避難経路には、点滅誘導灯および誘導音響装置を設ける。</p>
19 手すり	<p>(1) 階段および廊下等に設置する手すりの取付け高さは、1段の場合は75センチメートル以上85センチメートル以下、2段の場合は60センチメートル以上65センチメートル以下および75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。ただし、専ら乳幼児が利用する手すりについては、この限りでない。</p> <p>(2) 2段の場合、下段の手すりは、上段の手すりの半径の長さ分、上段の手すりより壁から離して設置すること。</p> <p>(3) 形状は、円形または楕円形とし、握りやすいものとする。</p> <p>(4) 手すりとは、4センチメートル以上空け、手すりの下側で支持すること。</p> <p>(5) 端部は、下方または壁面方向に曲げること。</p> <p>(6) 階段および傾斜路の手すり端部の水平部分は、45センチメートル以上とすること。</p> <p>(7) 階段の昇降以前の水平部分には、現在位置および上下階の情報等を点字および墨字で表示すること。</p>

別表第3(第5条関係)

3 道路(特定道路を除く。)に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 歩道等	<p>(1) 歩道または自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)は、原則として車道と分離し、歩行者の安全を確保すること。</p> <p>(2) 歩道等は、セミフラット形式を原則とすること。</p>
2 歩道の有効幅員	歩道の有効幅員は、原則として2メートル以上とし、歩行者が安心して通行できる歩行空間を連続して確保すること。
3 横断歩道	<p>(1) 歩行者の安全を確保するため、必要に応じ横断歩道を設けること。</p> <p>(2) 横断歩道には、道路標識または信号機および道路標示を設けること。</p>
4 立体横断施設	立体横断施設は、高齢者、障害者等に対する安全性および移動性を配慮した構造とすること。
5 ベンチ等	高齢者、障害者等が歩行中に休憩や交流ができるような施設として、必要に応じ、ベンチ等を設けること。
6 歩道等と車道等との段差(一般的事項)	<p>(1) 歩行者の通行動線上における歩道等と車道または車道に接続する路肩がある場合の当該路肩(以下「車道等」という。)との段差は、2センチメートルを標準とすること。</p> <p>(2) すりつけ勾配は、5パーセント以下(沿道の状況等によりやむを得ない場合には、8パーセント以下)とし、勾配の方向は、歩行者の通行動線の方向と一致させること。</p>
7 歩道等と車道等との段差(交差点における切下げ)	交差点部の横断歩道に向けての切下げは、自動車に対する歩行者の安全、路面の排水等を考慮の上、高齢者、障害者等が円滑に通行できるような構造とすること。
8 歩道等と車道等との段差(細街路と交差する場合)	交通量の少ない細街路等と交差する場合は、本線の歩行者の安全性、利便性および連続性を考慮し、平坦となるような構造とすること。ただし、切り開き形式とする場合は、細街路の路面と歩道等の路面とに段差を設けること。

9 車両乗入れ部	(1) 歩道等における車両乗入れ部は、歩行者の安全性および快適性を考慮し、歩道面が連続して平坦となるような構造とすること。 (2) 車両乗入れ部のすりつけ勾配は、15パーセント以下(特殊縁石(歩道等の切下げ量を少なくすることができる形式の縁石をいう。以下同じ。)を用いる場合は、10パーセント以下)とすること。 (3) 車両乗入れ部の縁石の段差は、5センチメートルを標準とすること。
10 歩道等の舗装	歩行者の安全性および快適性を確保するため、平坦性、滑りにくさ、水はけのよさ等を考慮し、舗装材料を選択すること。
11 案内標識	(1) 道路の要所には、必要に応じ、公共施設、病院等の案内標識を整備すること。 (2) 標示は、大きめで、分かりやすい文字、記号等で表記すること。
12 視覚障害者誘導用ブロック	(1) 視覚障害者が多く利用する道路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 (2) 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色を原則とする。ただし、周辺の舗装の色彩との輝度比において対比効果が発揮できない場合には、他の色を使用することができる。この場合においては、輝度比が確保できる適切な色を選択すること。
13 駐車場 (道路付属物としての駐車場)	駐車場の整備に当たっては、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう十分な配慮をするとともに、障害者のための駐車スペースを1以上設けること。

別表第3(第5条関係)

3の2 特定道路に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 歩道等	歩行者が安心して通行できる歩行空間を連続して確保すること。
2 横断歩道	(1) 歩行者の安全を確保するため、必要に応じ横断歩道を設けること。 (2) 横断歩道には、道路標識または信号機および道路標示を設けること。
3 立体横断施設	立体横断施設は、高齢者、障害者等に対する安全性および移動性を配慮した構造とすること。
4 歩道等と車道等との段差 (一般的事項)	すりつけ勾配は、5パーセント以下(沿道の状況等によりやむを得ない場合には、8パーセント以下)とし、勾配の方向は、歩行者の通行動線の方向と一致させること。
5 歩道等と車道等との段差 (交差点における切下げ)	交差点部の横断歩道に向けての切下げは、自動車に対する歩行者の安全、路面の排水等を考慮の上、高齢者、障害者等が円滑に通行できるような構造とすること。
6 歩道等と車道等との段差 (細街路と交差する場合)	交通量の少ない細街路等と交差する場合は、本線の歩行者の安全性、利便性および連続性を考慮し、平坦となるような構造とすること。ただし、切り開き形式とする場合は、細街路の路面と歩道等の路面とに段差を設けること。
7 車両乗入れ部	(1) 歩道等における車両乗入れ部は、歩行者の安全性および快適性を考慮し、歩道等の路面が連続して平坦となるような構造とすること。 (2) 車両乗入れ部のすりつけ勾配は、15パーセント以下(特殊縁石を用いる場合は、10パーセント以下)とすること。 (3) 車両乗入れ部に設ける縁石の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とすること。
8 案内標識	標示は、大きめで、分かりやすい文字、記号等で表記すること。

別表第3(第5条関係)

4 公園等(都市公園を除く。)に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 出入口	<p>出入口は、つぎに定める構造とすること。ただし、2の項に定める園路に接続が困難な出入口については、この限りでない。この場合においては、つぎに掲げる基準に適合した出入口の位置を明示する案内板を設けること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況</p> <p>ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>エ ウの規定にかかわらず、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路(当該傾斜路の踊場を含む。以下この表において同じ。)を併設すること。</p> <p>オ 路面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>カ 警告に用いる点状ブロック等の敷設、異なる舗装材の使用等により道路との境界を明示すること。また、直接車道等と接する場合には、2センチメートルを標準として段差を設けること。</p>
2 園路	<p>主要な施設を利用するための園路のうち1経路以上は、つぎに定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、長さ50メートル以内ごとに、車椅子が転回することができる広さの場所を設けるときに限り、幅を120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>エ 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>カ 路面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>キ 3パーセントから4パーセントまでの縦断勾配が50メートル以上続く場合は、途中で150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>ク 縁石、街渠(きよ)等により段差が生じる場合は、5パーセント以下(構造上等やむを得ない場合は、8パーセント以下)の勾配ですりつけること。やむを得ず段差を残す場合は、2センチメートル以下とすること。</p> <p>ケ 園路に付帯する観覧場所および休憩場所には、車椅子が安定して停止できる水平部分を適宜設けること。</p> <p>コ 視覚障害者誘導用ブロックを園路の要所に敷設すること。</p>
3 階段	<p>階段(当該階段の踊場を含む。)は、つぎに定める構造とするとともに、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものをもって傾斜路に代えることができる。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 手すりを連続して両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p>エ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>オ 踏面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとし、かつ、視覚障害者等が識別しやすいものとする</p> <p>カ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p>

	<p>キ 階段の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>ク 階段の始点および終点に水平部分を、高さ3メートル以内ごとに水平な踊場を設けること。この場合において、当該水平部分および踊場の長さは、150センチメートル以上とすること。</p> <p>ケ 階段の始末端部に近接する路面には、警告に用いる点状ブロック等を敷設すること。</p>
4 傾斜路	<p>傾斜路(3の項の傾斜路および階段または段に代わり設けられる傾斜路をいう。)は、つぎに定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段または段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 縦断勾配は、5パーセント以下を標準とすること。ただし、傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>ウ 横断勾配は、設けないこと。</p> <p>エ 路面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>オ 傾斜路の始点および終点ならびに高さ75センチメートル以内ごとに、踏み幅150センチメートル以上の踊場を水平に設けること。</p> <p>カ 手すりを連続して両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p>
5 休憩所	<p>不特定かつ多数の者が利用する休憩所を設ける場合は、当該休憩所のうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保するとともに、当該休憩所の出入口をつぎに定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、85センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>エ 戸を設ける場合における当該戸を、つぎに掲げる基準に適合するものとすること。</p> <p>(ア) 幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p>
6 野外劇場および野外音楽堂	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用する野外劇場および野外音楽堂は、つぎに定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口は、5の項アからウまでの基準に適合すること。</p> <p>イ 出入口と車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧の場所(以下「車椅子使用者用観覧スペース等」という。)およびエの便所との間に設ける通路は、つぎに掲げる基準に適合するものとすること。</p> <p>(ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を85センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(ウ) (イ)の規定にかかわらず、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(エ) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(オ) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(カ) 路面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(キ) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロック等および線状ブロック等を適切に組み合わせて路面に敷設したもの、その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>ウ 収容定員が200以下の場合には当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用観覧スペース等を設けること。</p>

	<p>エ 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、当該便所のうち1以上は、8の項の基準に適合するものとする。</p> <p>(2) 車椅子使用者用観覧スペース等は、つぎに掲げる基準に適合させること。</p> <p>ア 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。</p> <p>イ 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。</p> <p>ウ 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>エ 出入口から容易に到達でき、かつサイトライン(可視線)に配慮した位置に設けること。</p>
7 駐車場	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用する駐車場を設ける場合は、当該駐車場のうち1以上は、つぎに掲げる場合に依り、それぞれつぎに定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車および普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>ア 当該駐車場の駐車台数が200以下の場合 当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数</p> <p>イ 当該駐車場の駐車台数が200を超える場合 当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数</p> <p>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、つぎに定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者用駐車施設または当該車椅子使用者用駐車施設の付近に、見やすい方法により車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。</p> <p>ウ 2の項に規定する園路への接続が容易な位置に設けること。</p>
8 便所	<p>(1) 便所は、つぎに定める構造とすること。</p> <p>ア 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けること。</p> <p>ウ イの規定により設けられる小便器には、手すりおよび光感知式自動洗浄装置を設けること。</p> <p>エ 複数の便房を設ける場合は、当該便房のうち1以上(男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)をつぎに定める構造とすること。</p> <p>(ア) 大便器は、1以上を腰掛式とし、手すりを設けること。</p> <p>(イ) 便房の戸に、腰掛式便器である旨を表示すること。</p> <p>オ 出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>カ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けた便房を1以上(男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、当該便所のうち1以上は、(1)に掲げる基準のほか、つぎに掲げる基準のいずれかに適合させること。</p> <p>ア 便所(男子用および女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に、だれでもトイレを設けること。</p> <p>イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。</p> <p>(3) だれでもトイレが設けられた便所は、つぎに掲げる基準に適合させること。</p> <p>ア 出入口は、つぎに掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>(ア) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(イ) (ア)の規定にかかわらず、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(ウ) (イ)に定める傾斜路の幅は90センチメートル以上とし、勾配は5パーセント以下とすること。ただし、高低差が16センチメートル以下の場合には12パーセント以下、傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合には8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(エ) だれでもトイレを設けていることを表示する標識を設けること。</p> <p>(オ) 戸を設ける場合における当該戸を、つぎに掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>a 幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p>

	<p>イ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。</p> <p>(4) だれでもトイレは、つぎに掲げる基準に適合させること。</p> <p>ア 出入口は、車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>イ 出入口には、だれでもトイレであることを表示する標識を設けること。</p> <p>ウ 腰掛便座および手すりを設けること。</p> <p>エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。</p> <p>(5) (1)オならびに(3)ア(オ)およびイの規定は、だれでもトイレについて準用する。</p> <p>(6) だれでもトイレが設けられた便所およびだれでもトイレは、一般用の便所に近接し、わかりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>(7) (3)ア(ア)から(ウ)までおよび(オ)ならびにイ、(4)イからエまでならびに(6)の規定は、(2)イの便所について準用する。この場合において、(4)イ中「だれでもトイレ」とあるのは、「当該便所が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のもの」と読み替えるものとする。</p>
9 水飲場および手洗場	<p>水飲場および手洗場は、つぎに定める構造とすること。</p> <p>ア 飲み口は、上向きとすること。</p> <p>イ 飲み口の位置は、高さ70センチメートルから80センチメートルまでとし、水飲場の下部に高さ65センチメートル以上、奥行き45センチメートル以上の空間を確保すること。</p> <p>ウ 車椅子が接近し、転回できるように、飲み口への進入経路に各辺150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p>
10 掲示板および標識	<p>高齢者、障害者等が円滑に利用できる施設の配置や経路を表示した掲示板および標識を設置する場合は、そのうち1以上はつぎに定める構造とすること。</p> <p>ア 園内の要所に必要に応じて設けること。</p> <p>イ 分かりやすい位置および車椅子使用者等が見やすい高さに設けること。</p> <p>ウ 通行の支障とならないよう通路に突出しない位置に設けること。ただし、やむを得ず通路に突出する場合は、掲示板および標識の下端の位置が高さ250センチメートル以上になるよう設けること。</p> <p>エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。</p> <p>オ 表示している内容が容易に読み取れるような文字の大きさ、色調および明度とすること。</p> <p>カ 平仮名、ピクトグラム、ローマ字等による標示を併用すること。</p> <p>キ 掲示板(案内板に限る。)には、車椅子での利用が可能な園路および施設を表示すること。</p>
11 転落防止等	<p>高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロック等および線状ブロック等を適切に組み合わせて路面に敷設したもの、その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。</p>
12 ベンチ	<p>ベンチは、高齢者、障害者等の休憩、観賞等にふさわしい場所に利用しやすい構造のものを設置すること。</p>
13 野外卓	<p>野外卓は、つぎに定める構造とすること。</p> <p>ア 床面には、車椅子使用者が使用できるように150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>イ 卓の下部に、高さ65センチメートル以上、奥行き45センチメートル以上の空間を設けること。</p>
14 排水溝(ます)	<p>園路の動線上および広場に設ける開渠の排水溝ならびに集水ますには、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の蓋を園路と段差が生じないように設けること。</p>
15 公園施設として設けるその他の建築物等	<p>公園施設として設ける建築物のうち特定公園施設以外の建築物および当該建築物の屋内設備については、1の表の規定を準用する。</p>

別表第3(第5条関係)

4の2 都市公園に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 出入口	<p>外部の道路等と接する出入口(別表第8の1の項(2)に規定する基準を満たしている出入口を除く。)は、つぎに定める構造とすること。ただし、同表の1の項(3)に定める通路に接続が困難な出入口については、</p>



	<p>この限りでない。この場合においては、つぎに掲げる基準に適合した出入口の位置を明示する案内板を設けること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>エ ウの規定にかかわらず、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路(当該傾斜路の踊場を含む。以下この表において同じ。)を併設すること。</p> <p>オ 路面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>カ 警告に用いる点状ブロック等の敷設、異なる舗装材の使用等により道路との境界を明示すること。また、直接車道等と接する場合には、2センチメートルを標準として段差を設けること。</p>
2 ベンチ	ベンチは、高齢者、障害者等の休憩、観賞等にふさわしい場所に利用しやすい構造のものを設置すること。
3 野外卓	<p>野外卓は、つぎに定める構造とすること。</p> <p>ア 床面には、車椅子使用者が使用できるように150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>イ 卓の下部に、高さ65センチメートル以上、奥行き45センチメートル以上の空間を設けること。</p>
4 排水溝(ます)	園路の動線上および広場に設ける開渠の排水溝ならびに集水ますには、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造の蓋を園路と段差が生じないように設けること。
5 公園施設として設けるその他の建築物等	公園施設として設ける建築物のうち特定公園施設以外の建築物および当該建築物の屋内設備については、1の表の規定を準用する。

別表第3(第5条関係)

5 駐車場に関する整備基準(公共施設等)

整備項目	整備基準
1 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設	<p>(1) 路外駐車場には、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「路外駐車場車椅子使用者用駐車施設」という。)を1以上設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車および普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>(2) 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設は、つぎに掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設またはその付近に、路外駐車場車椅子使用者用駐車施設の表示をするとともに、当該駐車施設への経路について誘導表示を行うこと。</p> <p>ウ 2の項(2)に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>
2 路外駐車場移動等円滑化経路	<p>(1) 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設から道等までの経路のうち1以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。</p> <p>(2) 路外駐車場移動等円滑化経路は、つぎに掲げるものでなければならない。</p> <p>ア 路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、つぎに掲げるものであること。</p> <p>(ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>エ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路(段に代わり、またはこれに併設するものに限る。)は、つぎに掲げるものであること。</p> <p>(ア) 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 勾配は、20分の1を超えないこと。ただし、高さが、16センチメートル以下のものにあつては8分の1を超えないこと。</p>

- (ウ) 高さが、75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。
- (エ) 手すりを設けること。

別表第3(第5条関係)

6 公共交通施設に関する整備基準(公共施設等)

(1) 駅舎等

整備項目	整備基準
1 移動等円滑化経路	<p>(1) 公共交通施設(以下「駅舎等」という。)の出入口から、通路、改札口等を経て車両等の乗降口に至る経路において、高齢者、障害者等の移動に際して障害(段差、狭小な出入口等をいう。)となるものがなく、かつ、安全に連続して通行できる経路(以下この表において「移動等円滑化経路」という。)を1以上確保すること。</p> <p>(2) 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であつて主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。</p> <p>(3) 乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路(以下「乗継ぎ経路」という。)のうち、移動等円滑化経路を、乗降場ごとに1以上確保すること。</p> <p>(4) 主たる乗継ぎ経路と移動等円滑化経路となる乗継ぎ経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。</p> <p>(5) 線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある鉄道駅には、(1)の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化経路をそれぞれ1以上確保すること。ただし、鉄道駅の規模、出入口の設置状況その他の状況および当該鉄道駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと地方運輸局長が認める場合は、この限りでない。</p>
2 出入口	<p>(1) 駅舎等の出入口には、段差を設けないこと。段差がある場合は、7の項に定める構造の傾斜路を設けること。地形上または構造上困難な駅舎等の場合であっても、1以上の出入口については段差を解消すること。</p> <p>(2) 床の表面は、平たんで濡れても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(3) 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、85センチメートル以上とすること。</p>
3 駐車場	<p>駐車場を設ける場合の位置および構造等については、1の表に規定する整備基準を準用する。</p>
4 コンコース・通路・ホール等	<p>(1) 移動等円滑化経路を構成する通路等においては、つぎに定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、車椅子使用者が円滑に通行できる構造とした上で、120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 床面には、段差を設けないこと。段差がある場合は、7の項に定める構造の傾斜路を設けること。</p> <p>ウ 壁面および柱面の看板ならびに設置物は、突き出さないようにすること。やむを得ず突き出る場合は、面をとるなどの安全な措置をとること。</p> <p>エ 高齢者、障害者等に配慮し、十分な明るさを確保した照明設備を設けること。</p> <p>(2) 床の表面は、平たんで濡れても滑りにくい材料で仕上げること。</p>
5 出札・案内所等	<p>(1) 出札・案内所等のカウンターは、け込みを設けるなど車椅子使用者の利用に支障のない構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 出札・案内所等のカウンターに至る経路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(3) 案内所等(勤務する者を置かないものは除く。)には、筆談用具等を準備し、当該用具のある旨の表示をすること。</p>
6 階段	<p>(1) 主要な階段には、回り段を設けないこと。ただし、構造上困難な場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 高さが概ね300センチメートル以内ごとに、踊り場を設けること。</p> <p>(4) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を表記すること。</p> <p>(5) 表面は、平たんで濡れても滑りにくい材料で仕上げること。</p>

	<p>(6) 踏面の端部の全体は、視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</p> <p>(7) 階段下等において、高さが十分確保できないような空間等を設けないこと。やむを得ず空間が生じる場合は、視覚障害者等に配慮した安全な措置を講ずること。</p> <p>(8) 階段の両側には、立ち上がりが設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>(9) 高齢者、障害者等に配慮し、十分な明るさを確保した照明設備を設けること。</p>
7 傾斜路	<p>(1) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路においては、つぎに定める構造とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、この限りでない。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、段を併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 勾配は、屋内にあつては12分の1以下、屋外にあつては20分の1以下とすること。ただし、屋内、屋外とも傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合は8分の1以下、屋外において傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合は12分の1以下とすることができる。</p> <p>ウ 高さ75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>エ 傾斜路の折り返し部分には踊り場を設け、他の通路と出会う部分には、水平部分を設けること。</p> <p>(2) 傾斜路の両側は、35センチメートル以上の立ち上がりが設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 床の表面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(4) 傾斜路の勾配部分は、その接続する通路と容易に識別できるものとする。</p>
8 エレベーター	<p>移動等円滑化経路を構成するエレベーターは、改札口にできるだけ近い位置に、つぎに定める基準に適合するエレベーターを設け、高齢者、障害者等の円滑な垂直移動を確保すること。ただし、駅舎等に隣接する他の施設により移動円滑化された経路を利用できる場合または地形上、管理上エレベーターを設置することが著しく困難な場合は、この限りでない。</p> <p>ア 籠および昇降路の出入口の幅は、それぞれ80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 籠の容量は、11人乗り以上とし、エレベーターの台数、籠の内法幅および内法奥行きは、旅客施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。ただし、つぎのいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 既設の駅舎等で構造上困難な場合</p> <p>(イ) 籠内部で車椅子を転回することなく円滑に乗降できる機種を採用する場合</p> <p>ウ 籠内および乗降ロビーに設ける設備は、高齢者、障害者等が支障なく利用できる構造とすること。</p> <p>エ 乗降ロビーは、車椅子が転回できる構造とすること。</p> <p>オ 籠および昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることまたは籠外および籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。</p>
9 エスカレーター	<p>エスカレーターを設置する場合は、つぎに定める構造とすること。</p> <p>ア 踏面および床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 緊急時に操作しやすい非常停止装置を分かりやすい位置に設置すること。</p> <p>ウ くし板は、できるだけ薄くし、ステップ部分と区別できるよう、原則として黄色による縁取りを行うこと。</p> <p>エ 8の項に定める構造のエレベーターの設置が困難な駅に設けるエスカレーターは、車椅子対応型エスカレーターとすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、この限りでない。</p> <p>オ 踏み段の端部の全体が、その周囲の色と容易に識別できるものとする。</p> <p>カ 進入可能なエスカレーターにおいて、当該エスカレーターの行き先および昇降方向を知らせる音声案内装置を設けること。</p> <p>キ エスカレーターの上端および下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進</p>

	入の可否を表示すること。ただし、上り専用または下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。
10 便所(一般用)	<p>不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、つぎに定める構造とすること。</p> <p>ア 便所への案内、誘導および男女別表示等を分かりやすく表示すること。</p> <p>イ 床面には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。段差がある場合は、7の項に定める構造の傾斜路を設けること。</p> <p>ウ 床の表面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>エ 大便器は、1以上(男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)を腰掛け式とすること。</p> <p>オ 腰掛け式とした大便器および小便器の1以上に、それぞれ手すりを設けること。</p> <p>カ 男子用小便器を設ける場合は、1以上を床置き式または壁掛け式(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器とすること。</p> <p>キ 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。ただし、だれでもトイレに設置してある場合は、この限りでない。</p> <p>ク ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けること。ただし、だれでもトイレに設置してある場合は、この限りでない。</p> <p>ケ ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を1以上設けること。ただし、だれでもトイレに設置してある場合は、この限りでない。</p> <p>コ キ、クまたはケの設備を設けた便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p>
11 便所 (だれでもトイレ)	<p>不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、だれでもトイレまたはだれでもトイレを有する便所を1以上(男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けることとし、当該便所は、10の項に定めるほか、つぎに定める構造とすること。</p> <p>ア 便所(一般用)に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>イ だれでもトイレの出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 出入口には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。</p> <p>エ 出入口には、だれでもが利用できる旨を表示すること。</p> <p>オ 車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。</p> <p>カ 腰掛け便座、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>キ 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p>
12 旅客待合所	<p>旅客待合所を設ける場合は、つぎに定める構造および設備にすること。</p> <p>ア 分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>イ 旅客待合所への主要な通路の幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、車椅子使用者が円滑に通行できる構造とした上で、120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>ウ 床面には、段差を設けないこと。段差がある場合は、7の項に定める構造の傾斜路を設けること。</p> <p>エ 床の表面は、平たんで滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>オ 壁面および柱面の看板ならびに設置物は、突き出さないようにすること。やむを得ず突き出る場合は、面を取るなどの安全な措置をとること。</p> <p>カ 高齢者、障害者等の利用しやすい構造のベンチを適宜設けること。</p>
13 戸	<p>案内所、旅客待合所その他不特定かつ多数の者が利用する部分に戸を設ける場合は、当該戸は、つぎに定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 自動的に開閉する構造または車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 床面には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。</p>
14 案内板等	<p>(1) 駅舎等の出入口の付近その他の適切な場所には、移動等円滑化のための主要な設備等の配置を表示した案内板等の設備を設けること。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) (1)の案内板等は、高齢者、障害者等に配慮して明確で分かりやすい表示とすること。</p>

	<p>(3) 移動等円滑化のための主要な設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けること。</p> <p>(4) (3)の標識は、日本産業規格Z8210に適合するものであること。</p> <p>(5) 車両等の運行(運航を含む。)に関する情報を文字等により表示するための設備および音声により提供するための設備を備えること。ただし、代替措置がある場合は、この限りでない。</p>
15 視覚障害者誘導案内用設備	<p>旅客施設の配置を点字、音その他の方法により視覚障害者に示すための設備を駅舎等の出入口の付近その他適切な場所に設けること。ただし、駅舎等構内の施設の配置が単純な場合は、この限りでない。</p>
16 視覚障害者誘導用ブロック	<p>(1) 通路その他これに類するもの(以下「通路等」という。)であって、移動等円滑化経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、または音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。</p> <p>(2) 視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等とエレベーター、触知案内図、便所の出入口および乗車券販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、(1)ただし書の経路については、この限りでない。</p> <p>(3) 階段、傾斜路およびエスカレーターの始末端部に近接する通路の床ならびにエレベーターの乗降ロビーの操作盤、触知案内図、便所の出入口および乗車券販売所の前には、点状ブロックを敷設すること。</p> <p>(4) 敷設に当たっては、目的地まで安全かつ確実に到達できるよう配慮すること。</p> <p>(5) 色彩は、周辺の床材の色と輝度比において、対比効果が発揮できるものとし、原則として黄色を用いること。ただし、黄色で十分な対比効果が得られない場合は、他の色を用いることができる。</p> <p>(6) 形状は、視覚障害者が認識しやすいものとする。</p> <p>(7) 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性、耐磨耗性に優れ、退色または輝度の低下が少ない素材とすること。</p>
17 手すり	<p>(1) 一般旅客が常時利用する傾斜路、階段等においては、両側に連続して手すりを設けること。ただし、構造上困難な場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 便所、エレベーター等に設ける移乗等動作補助用手すりは、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮したものとする。</p> <p>(3) 取付けの高さは、1段手すりの場合は、床面から80センチメートル程度、2段手すりの場合は、下段が65センチメートル程度、上段が85センチメートル程度とすること。</p> <p>(4) 手すりの形状については、高齢者、障害者等が支障なく利用できるものとする。</p> <p>(5) 材質は、その取付場所に配慮したものとする。</p>
18 券売機	<p>(1) 券売機は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものとする。</p> <p>(2) 運賃等を点字で表示すること。ただし、機種により表示が困難な場合は、1以上を視覚障害者が支障なく利用できる機種とすること。</p>
19 休憩設備(ベンチ等)	<p>ベンチ等その他の高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。</p>

(2) 鉄軌道駅

整備項目	整備基準
1 改札口	<p>(1) 改札口通路のうち1以上は、幅90センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 出札口(券売機)から改札口に至る経路および改札口通路の1以上には、視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。</p> <p>(3) 自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機への進入の可否を分かりやすく表示すること。</p>
2 乗降場(プラットフォーム)	<p>(1) 床面の水勾配は、100分の1程度とし、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。ただし、階段、エスカレーター等へのすりつけ部における水勾配は、この限りでない。</p> <p>(2) 乗降場の縁端および両端には、車両の停止する部分にホーム縁端警告ブロックまたは点状ブロック</p>

- (以下「ホーム縁端警告ブロック等」という。)を連続して敷設すること。ただし、ホームドアまたはホームゲート等が設置されている場合は、この限りでない。
- (3) 乗降場の線路側以外の端部には、転落防止のためのさく等を設けること。
  - (4) 乗降場のホーム先端ノンスリップタイルは、濡れても滑りにくい材料で仕上げること。
  - (5) 鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、乗降場と車両とのすき間および段差は、可能な限り小さくすること。
  - (6) 発着する全ての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができる乗降場においては、ホームドアまたはホームゲートを設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、この限りでない。この場合においては、ホーム縁端警告ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。
  - (7) (6)に掲げる乗降場以外の乗降場にあっては、ホームドア、ホームゲート、ホーム縁端警告ブロック等その他の転落防止するための設備を設けること。
  - (8) 列車の接近を文字等により警告するための設備および音声により警告するための設備が設けられていること。ただし、代替措置がある場合は、この限りでない。
  - (9) 高齢者、障害者等に配慮し、十分な明るさを確保した照明設備を設けること。
  - (10) 車椅子スペースに通ずる旅客用乗降口には、乗降場に位置を表示すること。ただし、当該旅客用乗降口の位置が一定していない場合は、この限りでない。

### (3) バスターミナル

整備項目	整備基準
1 バスターミナル	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 乗降場の床の表面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げること。</li> <li>(2) 乗降場の縁端のうち、バス車両用の場所に接する部分には、さく、点状ブロックその他の視覚障害者のバス車両用場所への進入を防止するための設備を設けること。</li> <li>(3) 乗降場に接して停留するバス車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。</li> </ul>

別表第4(第9条関係)

区分(公共的建築物の用途)	規模(床面積の合計)	整備項目																														
		1	2	3		4	5	6	7	8				9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25		
		移動等円滑化経路等	出入口	廊下等	授乳場所等	階段	傾斜路	階段に代わり、またはこれに併設するエレベーターおよびその乗降ロープ	特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機	便所	ベビーチェア	ベビーベッド	着替え設備	小児用便座	折りたたみベッド	浴室等	宿泊施設の客室	観覧席・客席	敷地内の通路	駐車場	標識	案内設備	案内設備までの経路	公共的通路	洗面所	バルコニー	屋上または記載台	カウンターまたは公衆電話	自動販売機・水飲み器	スイッチ	コンセントまたは緊急時の設備等	手すり
学校等施設	学校その他これらに類する施設(幼稚園を除く。)	すべての規模	○	※	※		○	※	※	※	○				○			※	○	○	○	○	○	○				○		○	○	
	幼稚園	3,000平方メートル以上	○	※	※		○	※	※	※	○	○	○	○	○			※	○	○	○	○	○	○						○	○	
		1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満	○	※	※		○	※	※	※	○	○	○					※	○	○	○	○	○	○							○	○
		200平方メートル以上1,000平方メートル未満	○	※	※		○	※	※	※	○	○						※	○	○	○	○	○	○								○
	200平方メートル未満	○	※	※		○	※	※	※	○					○		※	○	○	○	○	○	○								○	○
医療等施設	病院または診療所(患者の収容施設があるものに限る。)	3,000平方メートル以上	○	※	※	※	○	※	※	※	○	○	○	○	○			※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満	○	※	※		○	※	※	※	○	○	○					※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		200平方メートル以上1,000平方メートル未満	○	※	※		○	※	※	※	○	○						※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		200平方メートル未満	○	※	※		○	※	※	※	○					○		※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	診療所(患者の収容施設がないものに限る。)	3,000平方メートル以上	○	※	※	※	○	※	※	※	○	○	○	○	○			※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満	○	※	※		○	※	※	※	○	○	○					※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		500平方メートル以上1,000平方メートル未満	○	※	※		○	※	※	※	○	○						※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		200平方メートル以上500平方メートル未満	○	※	※		○	※	※	※	○	○						※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	助産所、施術所または薬局(医薬品の販売業を併せ行うものを除く。)	3,000平方メートル以上	○	※	※	※	○	※	※	※	○	○	○	○	○			※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満	○	※	※		○	※	※	※	○	○	○					※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		500平方メートル以上1,000平方メートル未満	○	※	※		○	※	※	※	○	○						※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		200平方メートル以上500平方メートル未満	○	※	※		○	※	※	※	○	○						※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
興行施設	3,000平方メートル以上	○	※	※	※	○	※	※	※	○	○	○	○	○			○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満	○	※	※		○	※	※	※	○	○	○					○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
集会施設	集会場(冠婚葬祭施設を含み、1の集会室の床面積が200平方メートルを超えるもの)	3,000平方メートル以上	○	※	※	※	○	※	※	※	○	○	○	○	○			※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満	○	※	※		○	※	※	※	○	○	○					※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		200平方メートル以上1,000平方メートル未満	○	※	※		○	※	※	※	○	○						※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		200平方メートル未満	○	※	※		○	※	※	※	○							※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	公会堂	3,000平方メートル以上	○	※	※	※	○	※	※	※	○	○	○	○	○			○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満	○	※	※		○	※	※	※	○	○	○					○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		200平方メートル以上1,000平方メートル未満	○	※	※		○	※	※	※	○	○						○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		200平方メートル未満	○	※	※		○	※	※	※	○							○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	集会場(冠婚葬祭施設を含み、すべての集会室の床面積が200平方メートル以下のもの)	3,000平方メートル以上	○	※	※	※	○	※	※	※	○	○	○	○	○			※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満	○	※	※		○	※	※	※	○	○	○					※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3,000平方メートル以上	○	※	※	※	○	※	※	※	○	○	○	○	○			○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満	○	※	※		○	※	※	※	○	○	○					○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公民館 その他これらに類する施設	200平方メートル以上1,000平方メートル未満	○	※	※		○	※	※	※	○	○						○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3,000平方メートル以上	○	※	※	※	○	※	※	※	○	○	○	○	○			○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満	○	※	※		○	※	※	※	○	○	○					○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
展示施設等	3,000平方メートル以上	○	※	※	※	○	※	※	※	○	○	○	○	○			○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満	○	※	※		○	※	※	※	○	○	○					○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
物品販売業を営む店舗	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	3,000平方メートル以上	○	※	※	※	○	※	※	※	○	○	○	○	○			※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満	○	※	※		○	※	※	※	○	○	○					※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		500平方メートル以上1,000平方メートル未満	○	※	※		○	※	※	※	○	○						※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		200平方メートル以上500平方メートル未満	○	※	※		○	※	※	※	○	○						※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	卸売市場	2,000平方メートル以上	○	※	※		○	※	※	○								※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	





別表第5(第10条、第13条関係)

区分	図書	
	種類	明示すべき事項
建築物	付近見取図	方位、道路および目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、協議に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低、敷地に接する道路の位置および幅員ならびに移動等円滑化経路等および特定道路
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、主要部分の位置および寸法ならびに移動等円滑化経路等および特定経路
	2面以上の断面図	縮尺および床の高さ
	立面図	建物が道路と接続する部分の出入口や経路
	その他区長が必要と認める図書	

別表第6(第20条関係)

区分	図書	
	種類	明示すべき事項
公園等	付近見取図	方位、道路および目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途および規模、主要な出入口および園路、土地の高低ならびに敷地に接する道路の位置および幅員
駐車場	付近見取図	方位、道路および目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における出入口、通路、主要な施設の位置および寸法ならびに敷地に接する道路の位置および幅員
公共交通施設	付近見取図	方位、道路および目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別、敷地内における改札口、乗降場、通路その他の主要部分の位置および寸法ならびに敷地に接する道路の位置および幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、乗降場、通路、階段、昇降機ならびにだれでもトイレその他の主要部分の位置および寸法
共通	その他区長が必要と認める図書	

別表第7(第25条の2関係)

項目	細目
1 歩道等	<p>(1) 有効幅員条例別表第5の1の項(2)に規定する規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。</p> <p>ア 歩道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とすること。</p> <p>イ 自転車歩行者道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては4メートル以上、その他の道路にあつては3メートル以上とすること。</p> <p>(2) 勾配</p> <p>条例別表第5の1の項(4)に規定する規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。</p> <p>ア 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>イ 歩道等(車両乗入れ部を除く。)の横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合または地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(3) 縁石の車道等に対する高さ</p>

	<p>条例別表第5の1の項(5)イに規定する規則で定める基準は、15センチメートルとすることとする。</p> <p>(4) 歩道等の車道等に対する高さ</p> <p>ア 条例別表第5の1の項(6)に規定する規則で定める基準は、5センチメートルを標準とすることとする。</p> <p>イ 歩道等(縁石の部分を除く。)の車道等に対する高さは、乗合自動車の停留所および車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。</p> <p>(5) 横断歩道に接続する歩道等の部分</p> <p>条例別表第5の1の項(7)イに規定する規則で定める基準は、歩道等の部分の縁端を車道等の部分より高くするものとし、当該歩道等の部分の縁端と車道等の部分との段差は2センチメートルを標準とすることとする。</p> <p>(6) 車両乗入れ部</p> <p>(1)の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち(2)イの規定による基準を満たす部分の有効幅員の基準は、2メートル以上とするものとする。</p>
<p>2 立体横断施設</p>	<p>(1) エレベーター</p> <p>条例別表第5の2の項(2)に規定するエレベーターの構造に係る規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。</p> <p>ア 籠の内法幅は1.5メートル以上とし、内法奥行きは1.5メートル以上とすること。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターで、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。)にあっては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。</p> <p>ウ 籠および昇降路の出入口の有効幅は、アの規定による基準に適合するエレベーターにあっては90センチメートル以上とし、イの規定による基準に適合するエレベーターにあっては80センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に当該籠および昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、イの規定による基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。</p> <p>オ 籠および昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものをはめ込むことにより、籠外から籠内を視覚的に確認できる構造とすること。</p> <p>カ 籠内に、手すり、籠が停止する予定の階および籠の現在位置を表示する装置ならびに籠が到着する階ならびに籠および昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>キ 籠および昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。</p> <p>ク 籠内および乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。</p> <p>ケ 籠内および乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により容易に操作できる構造とすること。</p> <p>コ 乗降口に接続する歩道等または通路の部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とすること。</p> <p>サ 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降の方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠および昇降路の出入口の戸の開扉時に籠の昇降の方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 傾斜路</p> <p>条例別表第5の2の項(2)に規定する傾斜路の構造に係る規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。</p> <p>ア 有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、1メートル以上とすることができる。</p> <p>イ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>ウ 横断勾配は、設けないこと。</p> <p>エ 2段式の手すりを両側に設けること。</p> <p>オ 手すりの端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p>カ 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、排水性の高い仕上げとすること。</p>

- キ 傾斜路の勾配部分は、接続する歩道等または通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。
  - ク 傾斜路の両側には、立ち上がり部および柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
  - ケ 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下である場合であって、当該歩道等の部分への進入を防ぐため必要があるときは、柵その他これに類する工作物を設けること。
  - コ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。
- (3) エスカレーター
- 条例別表第5の2の項(2)に規定するエスカレーターの構造に係る規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。
- ア 上昇専用のもので下降専用のものをそれぞれ設置すること。
  - イ 踏み段の表面およびくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
  - ウ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。
  - エ 踏み段の端部と当該踏み段の端部の周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。
  - オ くし板の端部と踏み段との色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。
  - カ エスカレーターの上端および下端に近接する歩道等および通路の路面において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。
  - キ 踏み段の有効幅は、1メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合は、60センチメートル以上とすることができる。
- (4) 通路
- 条例別表第5の2の項(2)に規定する通路の構造に係る規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。
- ア 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等における交通の状況を考慮して定めること。
  - イ 縦断勾配および横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合または路面の排水のために必要な場合は、この限りでない。
  - ウ 2段式の手すりを両側に設けること。
  - エ 手すりの端部の付近および要所には、歩行者の現在の位置、通路の通ずる場所等を示す点字を貼り付けること。
  - オ 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、排水性の高い仕上げとすること。
  - カ 通路の両側には、立ち上がり部および柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (5) 階段
- 条例別表第5の2の項(2)に規定する階段の構造に係る規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。
- ア 有効幅員は、1.5メートル以上とすること。
  - イ 2段式の手すりを両側に設けること。
  - ウ 手すりの端部の付近および要所には、歩行者の現在の位置、通路の通ずる場所等を示す点字を貼り付けること。
  - エ 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
  - オ 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、排水性の高い仕上げとすること。
  - カ 踏面の端部と当該踏面の端部の周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
  - キ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
  - ク 階段の両側には、立ち上がり部および柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

	<p>ケ 階段の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下である場合であって、当該歩道等の部分への進入を防ぐため必要があるときは、柵その他これに類する工作物を設けること。</p> <p>コ 階段の高さが3メートルを超える場合においては、当該階段の途中に踊場を設けること。</p> <p>サ 踊場の踏み幅は、直階段の場合にあっては1.2メートル以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。</p>
3 乗合自動車停留所	<p>条例別表第5の3の項(1)に規定する規則で定める基準は、15センチメートルを標準とすることとする。</p>
4 路面電車停留場等	<p>(1) 乗降場</p> <p>条例別表第5の4の項(1)に規定する規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。</p> <p>ア 有効幅員は、乗降場の両側を使用するものにあつては2メートル以上とし、乗降場の片側を使用するものにあつては1.5メートル以上とすること。</p> <p>イ 乗降場と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面との段差は、可能な限り平たんとすること。</p> <p>ウ 乗降場の縁端と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、路面電車の車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、可能な限り小さくすること。</p> <p>エ 横断勾配は、1パーセントを標準とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>オ 路面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>カ 乗降場は、縁石線により区画するものとし、当該乗降場の車道側に柵を設けること。</p> <p>キ 乗降場には、ベンチおよび当該ベンチの上屋を設けること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 傾斜路の勾配</p> <p>条例別表第5の4の項(2)に規定する規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。</p> <p>ア 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>イ 横断勾配は、設けないこと。</p>
5 自動車駐車場	<p>(1) 障害者用駐車施設</p> <p>ア 条例別表第5の5の項(1)イに規定する障害者用駐車施設の数に係る規則で定める基準は、つぎに掲げる場合に応じ、それぞれつぎに定めるとおりとする。</p> <p>(ア) 自動車駐車場の駐車台数が200以下の場合 当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上</p> <p>(イ) 自動車駐車場の駐車台数が200を超える場合 当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上</p> <p>イ 条例別表第5の5の項(1)イに規定する障害者用駐車施設の構造に係る規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。</p> <p>(ア) 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離が可能な限り短くなる位置に設けること。</p> <p>(イ) 有効幅は、3.5メートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(2) 障害者用停車施設</p> <p>条例別表第5の5の項(2)イに規定する規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。</p> <p>ア 障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離が可能な限り短くなる位置に設けること。</p> <p>イ 車両への乗降の用に供する部分の有効幅を1.5メートル以上とし、有効奥行きを1.5メートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。</p> <p>ウ 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(3) 歩行者の出入口</p> <p>条例別表第5の5の項(3)に規定する規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。</p> <p>ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、自動車駐車場の場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口の有効幅は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合における当該戸は、アの規定により有効幅を1.2メートル以上とする出入口のうち</p>

1以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(4) 通路

ア 条例別表第5の5の項(4)に規定する規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。

ア 有効幅員は、2メートル以上とすること。

イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

ウ 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

(5) エレベーター

ア 条例別表第5の5の項(5)アに規定する規則で定める基準は、自動車駐車場の場外へ通ずる歩行者の出入口が設けられていない階(障害者用駐車施設が設けられている階に限る。)に停止するエレベーターとすることとする。

イ アのエレベーターのうち1以上のエレベーターは、障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口に近接して設けるものとする。

ウ 2の項(1)アからエまでの規定は、アのエレベーター(イのエレベーターを除く。)について準用する。

エ 2の項(1)の規定は、イのエレベーターについて準用する。

(6) 便所

ア 条例別表第5の5の項(9)に規定する規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。

(ア) 便所の出入口付近に、男子用および女子用の区別(当該区別がある場合に限り。)ならびに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

(イ) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

(ウ) 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けること。

(エ) (ウ)の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

イ アに規定する便所を設ける場合は、当該便所のうち1以上の便所の構造は、つぎに掲げる基準のいずれかに適合することとする。

(ア) 便所(男子用および女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内にだれでもトイレを設けること。

(イ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

ウ だれでもトイレを設ける便所は、つぎに定める構造とするものとする。

(ア) 条例別表第5の5の項(4)に規定する通路と当該便所との間に設ける通路のうち1以上の通路は、(4)アからウまでに定める構造とすること。

(イ) 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(ウ) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

(エ) 出入口には、だれでもトイレが設けられていることを表示する案内標識を設けること。

(オ) 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、つぎに定める構造とすること。

a 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(カ) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

エ だれでもトイレは、つぎに定める構造とするものとする。

(ア) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(イ) 出入口には、だれでもトイレであることを表示する案内標識を設けること。

(ウ) 腰掛便座および手すりを設けること。

(エ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

オ ウ(イ)、(オ)および(カ)の規定は、だれでもトイレについて準用する。

カ ウ(ア)から(ウ)まで、(オ)および(カ)ならびにエ(イ)から(エ)までの規定は、イ(イ)の便所について準用する。この場合において、エ(イ)中「だれでもトイレ」とあるのは、「当該便所が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のもの」と読み替えるものとする。

別表第8(第25条の3関係)

項目	細目
1 園路および広場	<p>(1) 条例別表第6の1の項イに規定する規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 手すりを連続して両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p>エ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>オ 踏面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとし、かつ、視覚障害者等が識別しやすいものとする。</p> <p>カ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>キ 階段の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>ク 階段の始点および終点に水平部分を、高さ3メートル以内ごとに水平な踊場を設けること。この場合において、当該水平部分および踊場の長さは、150センチメートル以上とすること。</p> <p>ケ 階段の始終端部に近接する路面には、警告に用いる点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(2) 条例別表第6の1の項エに規定する出入口に係る規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互の間隔のうち1以上は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>エ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>オ エの規定にかかわらず、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路(当該傾斜路の踊場を含む。以下この表において同じ。)を併設すること。ただし、エレベーター等の設置により、これに代えることができる。</p> <p>カ 路面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>キ 警告に用いる点状ブロック等の敷設、異なる舗装材の使用等により道路との境界を明示すること。また、直接車道等と接する場合には、2センチメートルを標準として段差を設けること。</p> <p>(3) 条例別表第6の1の項エに規定する通路に係る規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。</p> <p>ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、長さ50メートル以内ごとに、車椅子が転回することができる広さの場所を設けるとときに限り、幅を120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>エ 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>カ 路面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>キ 3パーセントから4パーセントまでの縦断勾配が50メートル以上続く場合は、途中に150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>ク 縁石、街渠等により段差が生じる場合は、5パーセント以下(構造上等やむを得ない場合は、8パーセント以下)の勾配ですりつけること。やむを得ず段差を残す場合は、2センチメートル以下とする。</p>

	<p>こと。</p> <p>ケ 通路に付帯する観覧場所および休憩場所には、車椅子が安定して停止できる水平部分を適宜設けること。</p> <p>コ 視覚障害者誘導用ブロックを通路の要所に敷設すること。</p> <p>(4) 条例別表第6の1の項工に規定する傾斜路に係る規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段または段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 縦断勾配は、5パーセント以下を標準とすること。ただし、傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>ウ 横断勾配は、設けないこと。</p> <p>エ 路面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>オ 傾斜路の始点および終点ならびに高さ75センチメートル以内ごとに、踏み幅150センチメートル以上の踊場を水平に設けること。</p> <p>カ 手すりを連続して両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p>
<p>2 屋根付広場</p>	<p>条例別表第6の2の項に規定する規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、85センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p>
<p>3 休憩所および 管理事務所</p>	<p>(1) 条例別表第6の3の項(1)に規定する出入口に係る規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、85センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>エ 戸を設ける場合における当該戸を、つぎに掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>(ア) 幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(2) 条例別表第6の3の項(1)に規定する受付台に係る規則で定める基準は、当該受付台のうち1以上を、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造とすることとする。ただし、常時勤務する者が容易に受付台の前で対応できる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 条例別表第6の3の項(1)に規定する便所に係る規則で定める基準は、当該便所のうち1以上を、6の項(2)から(7)までの基準に適合させるものとする。</p> <p>(4) (1)から(3)までの規定は、条例別表第6の3の項(2)に規定する管理事務所について準用する。</p>
<p>4 野外劇場および 野外音楽堂</p>	<p>(1) 条例別表第6の4の項に規定する規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。</p> <p>ア 出入口は、2の項の基準に適合するものとする。</p> <p>イ 出入口と車椅子使用者用観覧スペース等およびエの便所との間に設ける通路は、つぎに掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>(ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を85センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(ウ) (イ)の規定にかかわらず、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p>

	<p>(エ) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(オ) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(カ) 路面は、平たんで濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(キ) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロック等および線状ブロック等を適切に組み合わせて路面に敷設したもの、その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>ウ 収容定員が200以下の場合には当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用観覧スペース等を設けること。</p> <p>エ 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、当該便所のうち1以上は、6の項(2)から(6)までの基準に適合するものとする。</p> <p>(2) 車椅子使用者用観覧スペース等は、つぎに掲げる基準に適合させること。</p> <p>ア 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。</p> <p>イ 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。</p> <p>ウ 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>エ 出入口から容易に到達でき、かつサイトライン(可視線)に配慮した位置に設けること。</p>
5 駐車場	<p>(1) 条例別表第6の5の項(1)に規定する規則で定める数は、つぎに掲げる場合に応じ、それぞれつぎに定める数とする。</p> <p>ア 当該駐車場の駐車台数が200以下の場合 当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数</p> <p>イ 当該駐車場の駐車台数が200を超える場合 当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数</p> <p>(2) 条例別表第6の5の項(2)に規定する規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者用駐車施設または当該車椅子使用者用駐車施設の付近に、見やすい方法により車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。</p> <p>ウ 1の項(3)に規定する通路への接続が容易な位置に設けること。</p>
6 便所	<p>(1) 条例別表第6の6の項に規定する規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。</p> <p>ア 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けること。</p> <p>ウ イの規定により設けられる小便器には、手すりおよび光感知式自動洗浄装置を設けること。</p> <p>エ 複数の便房を設ける場合は、当該便房のうち1以上(男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)をつぎに定める構造とすること。</p> <p>(ア) 大便器は、1以上を腰掛式とし、手すりを設けること。</p> <p>(イ) 便房の戸に、腰掛式便器である旨を表示すること。</p> <p>オ 出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>カ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けた便房を1以上(男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、当該便所のうち1以上は、(1)に掲げる基準のほか、つぎに掲げる基準のいずれかに適合させること。</p> <p>ア 便所(男子用および女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に、だれでもトイレを設けること。</p> <p>イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。</p> <p>(3) だれでもトイレが設けられた便所は、つぎに掲げる基準に適合させること。</p> <p>ア 出入口は、つぎに掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>(ア) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>



	<p>(イ) (ア)の規定にかかわらず、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(ウ) (イ)に定める傾斜路の幅は90センチメートル以上とし、勾配は5パーセント以下とすること。ただし、高低差が16センチメートル以下の場合は12パーセント以下、傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合は8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(エ) だれでもトイレを設けていることを表示する標識を設けること。</p> <p>(オ) 戸を設ける場合における当該戸を、つぎに掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>    a 幅は、85センチメートル以上とすること。</p> <p>    b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。</p> <p>(4) だれでもトイレは、つぎに掲げる基準に適合させること。</p> <p>    ア 出入口は、車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>    イ 出入口には、だれでもトイレであることを表示する標識を設けること。</p> <p>    ウ 腰掛便座および手すりを設けること。</p> <p>    エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。</p> <p>(5) (1)オならびに(3)ア(オ)およびイの規定は、だれでもトイレについて準用する。</p> <p>(6) だれでもトイレが設けられた便所およびだれでもトイレは、一般用の便所に近接し、わかりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>(7) (3)ア(ア)から(ウ)までおよび(オ)ならびにイ、(4)イからエまでならびに(6)の規定は、(2)イの便所について準用。この場合において、(4)イ中「だれでもトイレ」とあるのは、「当該便所が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のもの」と読み替えるものとする。</p>
<p>7 水飲場および手洗場</p>	<p>条例別表第6の7の項に規定する規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。</p> <p>    ア 飲み口は、上向きとすること。</p> <p>    イ 飲み口の位置は、高さ70センチメートルから80センチメートルまでとし、水飲場の下部に高さ65センチメートル以上、奥行き45センチメートル以上の空間を確保すること。</p> <p>    ウ 車椅子が接近し、転回できるように、飲み口への進入経路に各辺150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p>
<p>8 掲示板および標識</p>	<p>条例別表第6の8の項(1)に規定する規則で定める基準は、つぎに掲げるとおりとする。</p> <p>    ア 園内の要所に必要に応じて設けること。</p> <p>    イ 分かりやすい位置および車椅子使用者等が見やすい高さに設けること。</p> <p>    ウ 通行の支障とならないよう通路に突出しない位置に設けること。ただし、やむを得ず通路に突出する場合は、掲示板および標識の下端の位置が高さ250センチメートル以上になるよう設けること。</p> <p>    エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。</p> <p>    オ 表示している内容が容易に読み取れるような文字の大きさ、色調および明度とすること。</p> <p>    カ 平仮名、ピクトグラム、ローマ字等による標示を併用すること。</p> <p>    キ 掲示板(案内板に限る。)には、車椅子での利用が可能な園路および施設を表示すること。</p>